



そんぽ24の現状
2013

はじめに

日頃より、皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社のより良い経営への取組み、事業概要および財務状況などをわかりやすくご紹介させていただくため、本誌「そんぽ24の現状 2013」を作成いたしました。

本誌が、当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いです。

今後とも温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

当社のオリジナル・キャラクター「ハナコアラ」は、お客さまにとって親しみやすい保険会社になりたいという想いから生まれました。



ごあいさつ

日頃は皆さま方より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2012年度も多くのお客さまに新たにご契約をいただき、正味収入保険料は前年度と比べ9.3%増となりました。2001年3月の営業開始以来、これまで着実に事業規模を拡大できておりますのも、ひとえに皆さまのご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は、顔の見える身近な通販型損保として、媒介代理店を通じて「そんぼ24自動車保険」をお客さまに広くご案内しています。また、万一の事故の際には、日本興亜損保の全国ネットワークと連携し、迅速かつきめ細やかな事故解決サービスを提供することで、そんぼ24だからできる安心をお届けしています。

昨年度は、平成24年の「24」にちなみ、さらに多くのお客さまにそんぼ24を覚えていただく1年間と位置付け、各種キャンペーンの実施に加え、新たに「そんぼ24 Facebookページ」を開設し、さまざまな情報を発信することで、お客さまとのコミュニケーションの強化に取り組みました。

また、お客さまと当社を直接つなぐコールセンターやウェブサイトへ寄せられたお客さまからのご意見・ご要望を、さらなる品質向上に向けた原動力とし、役職員全員で常にお客さま視点に立った商品・サービス内容の充実に向け取り組んでいます。



一方、法令等遵守、リスク管理、顧客情報保護、迅速かつ適時・適切な保険金のお支払いなどの内部管理についても常に改善を図り、経営の健全性・透明性をより一層高めることで、お客さまに真に信頼いただける保険会社になるよう、今後も継続して取り組んでまいります。

本誌でも掲載させていただいている「そんぼ24宣言」は、当社役職員一同から、お客さまをはじめ、代理店の皆さま、すべてのステークホルダーの皆さまへのメッセージです。当社では、これからも全役職員が「そんぼ24宣言」に基づき、皆さま一人ひとりの絆を大切に、身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けるよう、誠心誠意努力してまいります。

今後とも当社へのなお一層のご愛顧・お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

そんぼ24 損害保険株式会社

取締役社長 **瀬古 武夫**

代表的な経営指標等

会社の現状

I	会社の概要および組織	
1.	経営理念等	4
2.	会社の沿革	6
3.	組織	7
4.	株主・株式の状況	8
5.	役員および従業員の状況	9
6.	業務または事務の受委託・ 子会社等の概況	10
7.	会社の特色	10
8.	トピックス	13
9.	環境保全活動	14
10.	社会貢献活動	15
II	主要な業務の内容	
1.	取扱商品	18
2.	保険のしくみ	20
3.	約款について	20
4.	保険料について	21
5.	保険募集	21
6.	保険金のお支払い	26
7.	トラブル時の各種サービス	27
8.	お客さまとのコミュニケーション	29
III	健全な経営	
1.	コーポレート・ガバナンス態勢	34
2.	内部統制システムの構築について	34
3.	リスク管理態勢	36
4.	コンプライアンス(法令等遵守)態勢	38
5.	監査・検査態勢	38
6.	反社会的勢力への対応	39
7.	利益相反管理態勢	40

業績のお知らせ

I	主要な業務に関する事項	
1.	当期の業績概況	42
2.	直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	44
3.	業務の状況を示す指標等	45
II	財産の状況	
1.	計算書類等	58
2.	リスク管理債権	64
3.	債務者区分に基づいて区分された債権	64
4.	単体ソルベンシー・マージン比率	65
5.	時価情報等	67
	財務諸表の適正性に関する確認書	68
	損害保険用語の解説	70

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。

代表的な経営指標等

	2011年度	2012年度	用語説明
正味収入保険料	11,919百万円	13,023百万円	ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	68.7%	68.1%	正味収入保険料に対する正味支払保険金および損害調査費の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	30.5%	29.7%	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、諸手数料と営業費及び一般管理費のうちの保険引受に係る金額が含まれます。
保険引受損失	1,476百万円	530百万円	正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常損失	1,331百万円	151百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益などの経常収益から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費などの経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	1,343百万円	164百万円	上記の経常損失に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額などの特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
単体 ソルベンシー・ マージン比率	822.9%	708.1%	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	19,743百万円	20,484百万円	損害保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	6,577百万円	6,388百万円	上記の総資産額から、責任準備金などの負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券 評価差額	76百万円	40百万円	保有有価証券などの大部分を占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性などに応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。
資産自己査定 結果における 分類額計	一百万円	一百万円	損害保険会社としての資産の健全化を図るためには、不良債権などについて適切な償却・引当等の処理が必要となります。資産自己査定とはこの処理を適切に行うために、保有資産の価値の毀損の危険性などに応じて、自らで保有資産を分類区分することであり、債務者の状況および債権の回収可能性の評価により、資産を回収リスクの低い方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は回収の危険性または価値の毀損の可能性において問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計が「分類額」です。

I 会社の概要および組織

1 経営理念等

NK S Jグループ経営理念等

■NK S Jグループの経営理念

NK S Jグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

■NK S Jグループの行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

■NK S Jグループの目指す企業グループ像

真のサービス産業として「お客さま評価日本一/No.1」を実現し、世界で伍していくグループを目指します。

NK S Jグループスローガン

First

NK S Jグループスローガンを“First”と決めました。社員一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、スピードとチャレンジを大切に、真っ先に一步を踏み出す姿勢を表現したものです。

当社では、NKSJグループ経営理念等を当社の業務・サービスに沿って具体化した「そんぽ24宣言」をお客さまへのメッセージとして公表しています。全役職員が「そんぽ24宣言」に基づいて業務に取り組みます。

そんぽ24宣言

■私たちの信条

- ・私たちは、一人ひとりのお客さまとの絆を大切にし、お客さまにとって安心できる保険商品を提供する身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けます。
- ・私たちは、お客さまの利益と満足の実現のために、お客さまの声に真摯に耳を傾け、常によりよい保険商品・サービスを生み出すことにひたすら挑戦し続けます。
- ・私たちは、保険事業の高い公共的使命と企業としての社会的責任を常に認識し、法令等のルールや企業倫理にのっとり誠実かつ適正な企業活動を通じて社会から信頼される保険会社を目指します。
- ・私たちは、「そんぽ24らしさ」を大切にし、オープンな社風の下でお客さまを始めとするステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを行います。

■自動車保険の原点を忘れない

- ・私たちの業務は、自動車事故に遭われたお客さまのためにあることを常に自覚し、お客さまが自動車事故に遭われた時の衝撃や不安を分かち合い、最小限に止めます。
- ・お客さまが万が一自動車事故に遭われた場合の対応こそが私たちの使命であり、親身になって丁寧かつ迅速な保険サービスを提供します。
- ・自動車を運転されるお客さまにとって自動車保険は必需品であるからこそ、私たちは適正な価格で安心できる補償を提供します。
- ・私たちは、お客さまに少しでも割安な保険料で自動車保険を提供し、品質の高い保険サービスを安定的に継続してお届けします。そのためには、贅沢をしない保険会社であり続けます。

■自動車保険をもっと手軽に

- ・私たちは、お客さまがより簡単に自動車保険を理解できるように、シンプルでわかりやすい保険商品を提供し続けます。
- ・私たちは、保険加入の際の申込書を不要としており、お客さまがより簡単な手続きで申し込むことができる自動車保険を提供し続けます。
- ・私たちは、お客さまの相談・問い合わせに対して「そんぽ24だからできる」親身に真心を込めた対応を提供します。

NKSJグループの事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、海外保険事業などさまざまな事業を展開しています。



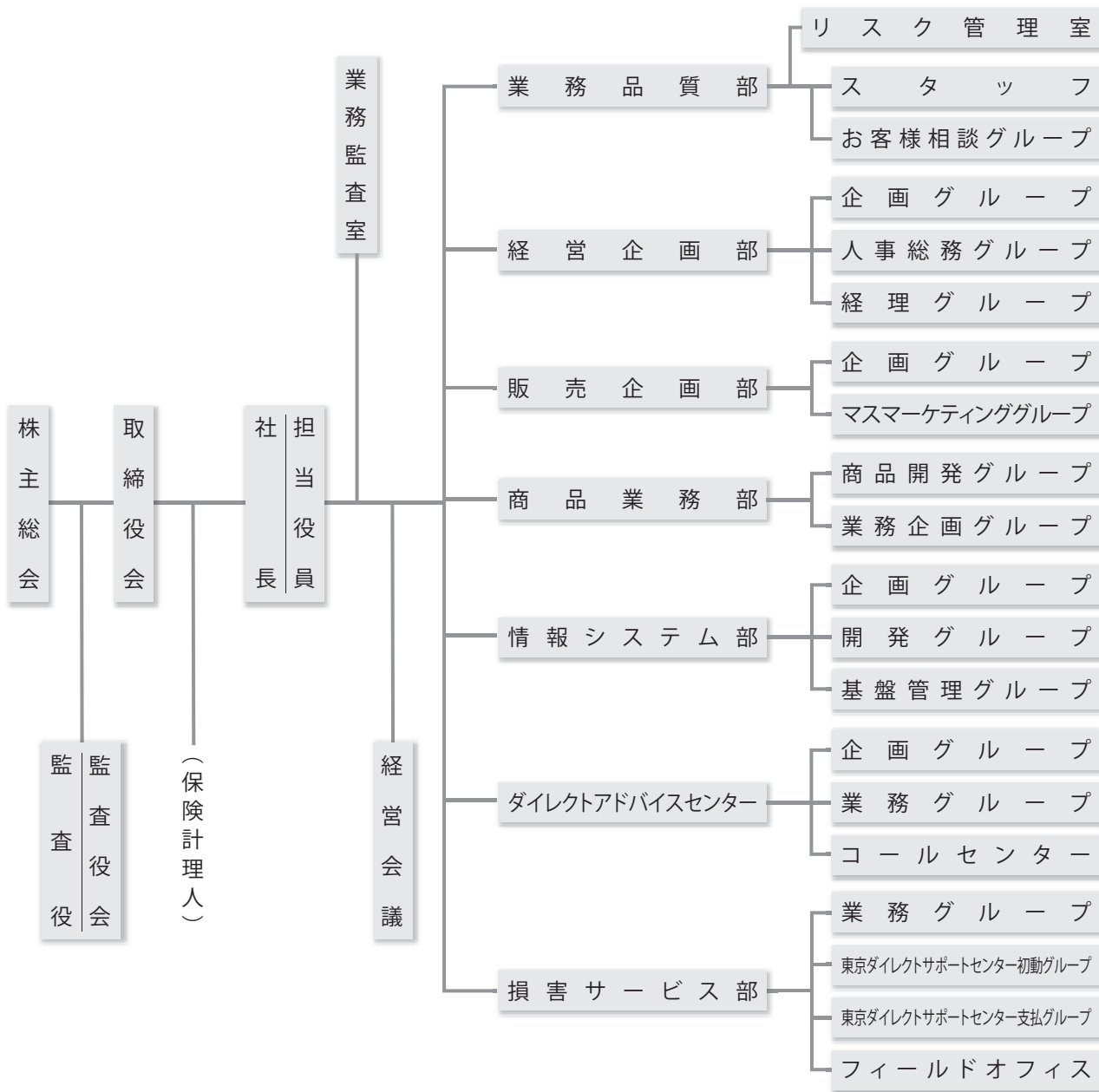
2 会社の沿革

1999年12月	安田ライフダイレクトリサーチ株式会社(準備会社)設立 資本の額 9.8億円(うち資本金4.9億円、資本準備金4.9億円) 本社所在地 東京都新宿区西新宿2-3-1
2000年 7月	本社移転 新本社所在地 東京都豊島区東池袋3-1-1
2001年 2月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社へ改組、名称変更、資本増額 新資本の額 180億円(うち資本金90億円、資本準備金90億円)
3月	事業免許取得、営業開始
5月	安田生命保険相互会社(現、明治安田生命保険相互会社)との代理店委託契約締結
2004年 4月	ダイレクトライングループリミテッドから明治安田生命保険相互会社への当社株式譲渡実施
7月	明治安田生命保険相互会社、安田ライフ損害保険株式会社(現、明治安田損害保険株式会社)から
10月	日本興亜損害保険株式会社への当社株式譲渡実施 そんぽ24損害保険株式会社へ名称変更
2005年 1月	資本増額(100億円) 新資本の額 280億円(うち資本金140億円、資本準備金140億円)
12月	朝日生命保険相互会社との代理店委託契約締結
2006年 6月	太陽生命保険株式会社との代理店委託契約締結
2007年 3月	資本増額(100億円) 新資本の額 380億円(うち資本金190億円、資本準備金190億円)
12月	金融機関窓口による自動車保険販売解禁に伴い、金融機関への代理店委託を開始
2011年11月	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社のペット保険の取扱いを開始

3 組織

(1) 機構図

(2013年7月1日現在)



(2) 店舗所在地

本社 〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 ☎03-5957-0111 (代)

4 株主・株式の状況

- (1) 基本事項 株主総会開催時期 …………… 毎年4月1日から4カ月以内
 決算期日 …………… 毎年3月31日
 公告の方法 …………… 電子公告 *公告掲載URL (www.sonpo24.co.jp/ir/)

(2) 株式分布状況および株主

(2013年3月31日現在)

株主名称	住 所	持株数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3-7-3	380,000株	100%

(3) 資本の額の推移・新株の発行

(2013年3月31日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本の額
1999年12月 6日	9,800株	9,800株	980,000千円	980,000千円
2000年 4月14日	5,000株	14,800株	500,000千円	1,480,000千円
2000年 9月29日	30,200株	45,000株	3,020,000千円	4,500,000千円
2001年 2月17日	135,000株	180,000株	13,500,000千円	18,000,000千円
2005年 1月24日	100,000株	280,000株	10,000,000千円	28,000,000千円
2007年 3月23日	100,000株	380,000株	10,000,000千円	38,000,000千円

5 役員および従業員の状況

(1) 役員の状況

(2013年6月25日現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役社長 社長執行役員	瀬古 武夫	
取締役 専務執行役員	大輪 光宏	社長補佐、CS向上推進、販売企画部、損害サービス部
取締役 常務執行役員 (業務品質部長)	屋代 敦也	業務品質部
取締役 常務執行役員 (経営企画部長) (ダイレクトアドバイセンター長)	千代延 郁男	経営企画部、ダイレクトアドバイセンター
取締役(非常勤)	伊藤 達也	(NKSJホールディングス株式会社 経営管理部課長)
執行役員 (情報システム部長)	都筑 和宏	商品業務部、情報システム部
執行役員 (業務監査室長)	遠藤 直樹	業務監査室
執行役員	高田 泰	特命担当
監査役(常勤)	伊藤 健治	
監査役	植村 淳	(社外監査役、日本興亜損害保険株式会社自動車業務部特命部長)
監査役	荒川 宏	(社外監査役、NKSJホールディングス株式会社リスク管理部特命部長)

(2) 従業員の状況

(2013年3月31日現在)

2011年度末	2012年度末	増減	2012年度末		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
205名	206名	1名	41.3歳	7.0年	324千円

- (注) 1. 従業員には休職者を含んでいません。
 2. 従業員の人数は、就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)を記載しています。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで表示しています。
 4. 平均給与月額は2013年3月の平均給与月額(時間外勤務手当を含む。)であり、賞与を含んでいません。

6 業務または事務の受委託・子会社等の概況

(1) 業務または事務の委託

当社は、保険契約の募集（保険契約の媒介）等の業務または事務を、明治安田生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社および日本興亜損害保険株式会社に委託しています。また、損害査定等の業務または事務を、日本興亜損害保険株式会社に委託しています。これらの業務委託は、保険業法第98条第1項第1号ならびに保険業法施行規則第51条第1号および第2号の規定に基づいて行われています。

なお、明治安田生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社および日本興亜損害保険株式会社は、保険業法第98条第1項および第2項の規定に基づき業務の代理・事務の代行にかかる認可をそれぞれ取得しています。

(2) 業務または事務の受託

当社は、保険契約の募集（保険契約の媒介）等の業務または事務を、ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社より受託しています。これらの業務受託は、保険業法第98条第2項ならびに保険業法施行規則第51条第1号および第2号の規定に基づいて行われています。

(3) 子会社等の概況

該当事項はありません。

7 会社の特色

当社は「お客さまに、シンプルでわかりやすい保険商品をご提供いただける価格でご提供すること」、「お客さまの事故に際しては、万全のサービスをご提供すること」をポリシーとした保険会社です。個人向けリスク細分型自動車保険「そんぽ24自動車保険」を、媒介代理店を通してお客さまにご案内し、お申込みはお客さまが当社公式ウェブサイト・コールセンターで直接行うビジネスモデルを展開しています。また、万一の事故に際しては、日本興亜損害保険株式会社の全国ネットワークと連携して、お客さまに万全の事故対応サービスをご提供する体制を整えています。

(1) インターネットサービス

●公式ウェブサイト

「より見やすく、よりわかりやすく、より使いやすい」を基本とする公式ウェブサイトでは、保険料のお見積りからご契約の締結まで簡単にお手続きいただけます。ご契約者専用サイトでは継続手続きやご契約内容の変更手続きを完了いただけます。また、保険料の目安をすばやくご確認いただける保険料スピードチェックもご用意しています。

当社の商品・サポートのご案内、自動車保険の基礎知識、最新のプレスリリース・お知らせなどお客さまの情報収集に役立つコンテンツを揃えています。

URL
www.sonpo24.co.jp



(トップページ：2013年7月1日現在)

●スマートフォン用サイト

スマートフォン利用者の利便性向上を目的に、公式ウェブサイトの一部をスマートフォン用に最適化した「スマートフォン用サイト」を開設しています。事故・故障の際には、サイトの画面を3回タッチするだけで、各種お問合せ窓口にお電話いただけるサイトになっています。また、「GPS 現在位置特定サービス」についても、スマートフォンからご利用いただくことができます。

アクセス方法・ご利用環境	
アクセス方法	<p>スマートフォンから検索エンジンで「そんぽ24」と検索し「そんぽ24公式サイト」を開くか、当社ウェブサイトアドレス(www.sonpo24.co.jp)を直接入力するとスマートフォン用の画面(www.sonpo24.co.jp/sp)が開きます。</p> 
ご利用環境 (推奨環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・iPhone (iOS3, iOS4, iOS5) ・Android (Android2.1, Android2.2, Android2.3)

●モバイルサイト

お客さまが「いつでも」「どこでも」アクセスできるモバイルサイト(携帯電話用公式ウェブサイト)を開設しています。モバイルサイトでは、各種お問合せ窓口や事故発生時の注意ポイントなどをご覧いただけます。また、スマートフォン用サイトと同様に「GPS 現在位置特定サービス」もご利用いただくことができます。

(2)ダイレクトアドバイスセンター

お客さまへの窓口として、「ダイレクトアドバイスセンター」(コールセンター)を設置し、自動車保険に関するお問い合わせから、保険料のお見積り、ご契約手続き、ご契約後の各種変更手続きまで受け付けています。カスタマーサービスの研修を積み重ねたプロのオペレーターが、「ダイレクトアドバイザー」として、一人ひとりのお客さまに心を込めて向き合い、お客さまの「ひとこと、ひとこと」を丁寧に聴きし、わかりやすく親切な対応を心がけています。

(3)媒介代理店

当社は、そんぽ24自動車保険をお客さまにご紹介する「媒介代理店」を積極的に展開しています。

媒介代理店は、「顔の見える身近な通販型損保」としてお客さまに親しんでいただけるよう、お客さまと当社との橋渡しをしています。

このビジネスモデルは、開業以降、明治安田生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社といった生命保険会社との提携を中心に順次拡大し、2007年12月の金融機関窓口での自動車保険販売解禁以降は、金融機関との提携も積極的に推進しています(2013年3月末現在で提携数は53金融機関)。

今後も媒介代理店のビジネスモデルを推し進め、多様化するお客さまのニーズにお応えし、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

(媒介代理店の詳細については、「II.5.(3)代理店について」をご覧ください。)

(4) 全国事故対応ネットワーク

当社では、万一の際にもお客さまにご安心いただけるよう、充実したサポート体制を整えています。日本興亜損害保険株式会社の148か所（2013年7月1日現在）の全国ネットワークと連携し、お客さまの身近な拠点で迅速かつきめ細やかな事故対応サービスをご提供します。

事故の受付は24時間365日通話無料にて承るとともに、受付後は、事故タイプに応じて選ばれた専門の担当者が、責任を持って事故解決にあたります。

また、故障など突発的なトラブル発生時も、お電話一本で全国約9,000か所（2013年7月1日現在）の拠点からロードサービスをご利用いただけるほか、当社スマートフォン用サイト、モバイルサイトからは「GPS現在位置特定サービス」を使ったロードサービスをご利用いただけます。

このようなサービスのご提供により、当社は、お客さまの快適なカーライフを全力で支えるよう努めています。

8 トピックス

(1) 商品改定

お客さま間の保険料負担の公平性を向上させることを目的として、2013年6月1日以降を保険期間の初日とするご契約より、ノンフリート等級別料率制度を改定しました。

この改定により、同じ等級のご契約であっても「事故があったご契約」と「事故がなかったご契約」とで異なる割引・割増率を適用することとしました。

なお、この新しい等級制度をお客さまにご案内するための期間として、1年間の周知期間を設けましたので、新しい等級制度による割引・割増率の適用は、原則として、保険期間の初日が2014年6月1日以降のご契約からとなります。

(2) そんぼ24 Facebookページの開設

多くのお客さまとの積極的なコミュニケーションを心がけ、お客さまがそんぼ24に触れていただくきっかけを増やせるよう、2012年11月19日に「そんぼ24 Facebookページ」を開設しました。Facebookページでは、当社からのお知らせやキャンペーン情報などを掲載しております。また、そんぼ24 Facebookページの開設に伴い、以下のキャンペーンを実施し、多数の応募をいただきました。

①『ハナコアラ・ハナマドンナをゲットするとイコトあるかも♪』キャンペーン

実施期間：2012年11月19日から12月2日
2012年12月17日から2013年1月6日
2013年2月1日から2月12日

②『ハナコアラ・ハナマドンナと一緒にハイ、チーズ♪』フォトコンテストキャンペーン～第一弾～「冬休みの思い出」

実施期間：2012年12月17日から2013年1月27日

③『ハナコアラ・ハナマドンナと一緒にハイ、チーズ♪』フォトコンテストキャンペーン～第二弾～「寒い季節のあったかい思い出」

実施期間：2013年2月1日から3月16日

(3) お客さまキャンペーンの実施

そんぼ24では、平成24年の「24」にちなんで、昨年度を「お客さまにそんぼ24を覚えていただく1年間」と位置づけ、各種キャンペーンを実施し、好評をいただきました。

①『平成24年は、そんぼ24の年?!インターネットで契約してプレゼントをゲットしようキャンペーン』

実施期間：2012年5月1日から6月30日

②『平成24年は、そんぼ24の年?!インターネットで契約してプレゼントをゲットしようキャンペーン<第2弾>』

実施期間：2012年7月1日から9月30日

③『平成24年は、そんぼ24の年?!インターネットで見積り&成約キャンペーン』

実施期間：2012年10月1日から12月31日

④『インターネットで見積り&成約キャンペーン』

実施期間：2013年1月1日から3月31日

9 環境保全活動

当社では持続可能な社会を実現するため、地球環境の保全に取り組んでいます。2002年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトで国際標準規格「ISO14001」の認証を取得し、その後、2005年6月には、当社を含む全国組織で認証を取得しました。

地球温暖化の大きな原因であるCO₂排出量の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減を推進していくために、電力使用量やコピー用紙など紙使用

量の削減について目標を設定して取り組むとともに、エコマーク、グリーンマークの文房具購入等を推進し、設定した目標に対してPDCAサイクルによる継続的改善に取り組んでいます。

今後も、以下の「環境方針（日本興亜損害保険株式会社）」にのっとり、環境保全活動を進めてまいります。

「環境方針（日本興亜損害保険株式会社）」

《基本理念》

当社およびそのグループ会社は、気候変動や生物多様性の減少などの環境問題がかけがえのない地球環境を未来へ引き継ぐための解決すべき最重要課題であることを認識し、業務プロセスに環境への配慮を組み込むとともに、ステークホルダーとの積極的な対話と協働を通じて、環境問題の解決に積極的に取り組むことで、レジリエントで持続可能な社会づくりに貢献していきます。

《行動指針》

1. 社会のレジリエンスを高めるための商品・サービスの提供

自然災害リスクに備える商品・サービスを安定的に提供します。

また、気候変動の影響の軽減、低炭素社会の構築、生物多様性の保全、ステークホルダーの環境配慮行動の促進等に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。

2. バリューチェーンを含めた環境負荷の低減

事業活動に伴う環境への負荷を認識し、環境関連法規制等の遵守はもとより、さまざまなステークホルダーと連携・協働して、省資源、省エネルギー、資源循環に取り組むとともに、バリューチェーン全体での環境負荷の低減に努めます。

3. 環境問題に対する意識啓発、環境・地域貢献活動の推進

社会全体の環境問題に対する関心を高めるため、保険会社ならではの知見を生かした環境関連情報を発信することで、環境保全の重要性を社会に広く伝えていくとともに、環境教育・啓発活動に努めます。

また、社員ひとりひとりが「よき家庭人、よき社会人」および「地球市民」として自発的に行う環境保全活動や地域貢献活動等を積極的に支援します。

上記の取り組みについて、環境目的および環境目標を定めて定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

10 社会貢献活動

(1) 当社の取組み

当社では以下の社会貢献活動を通じて、地球環境の保全や国際貢献、地域への貢献等に取り組んでいます。

① ペットボトルキャップの回収等

ペットボトルのキャップを回収して非営利団体に寄付することにより、世界の子どもたちにワクチンを贈る活動や、自動販売機の商品購入代金の一部を「緑の募金」に寄付する活動、読み終わった本・聴かなくなったCD等を持ち寄って国内外の教育支援等に役立てる活動等に取り組んでいます。

② 地域の清掃活動

地域で行われる環境美化キャンペーンやNKSJグループで開催されるボランティアデーの取組みとして、社員有志を募り、本社周辺の清掃活動を行っています。

③ 東日本大震災への対応

当社では被災地や被災者に何が必要か、今必要とされる支援のあり方について考え、社内での義援金募集や被災地の子どもたちにクリスマスカードを贈る活動等に取り組んでいます。

④ 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名

当社では2011年12月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」の趣旨に賛同し、署名を行いました。NKSJグループでは、国内金融業界に先駆けて地球環境問題に先進的に取り組んでおり、当社においてもISO14001環境推進活動をはじめとして、エコ安全ドライブの推進、リサイクル部品活用の推進等を行っています。今後も「持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目指して、さらなる取組みを検討、実施してまいります。

(2) 損保協会の一員としての取組み

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

① 交通安全対策

■ 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策
若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援
高次脳機能障害者支援、脊椎損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備
救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等

■ 交通安全啓発活動

- ・交差点事故防止活動
交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5か所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。
- ・自転車事故防止活動
自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子を作成し、教育現場における講演活動などを通じ、自転車事故防止の啓発を行っています。
- ・シニアドライバーの事故防止活動
シニアドライバーによる交通事故の増加という状況をふまえ、自動車保険データの分析結果をふまえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。
- ・飲酒運転防止活動
飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、講習会への講師派遣やイベント等における啓発展示等の活動を行っています。

②防災・自然災害対策

■地域の安全意識の啓発

- 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。
- 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及
子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための第一歩を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

■地域の防災力・消火力強化への取組み

- 軽消防自動車の寄贈
地域の消火力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。
- 防火標語の募集と防火ポスターの制作
防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行い、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示いただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいております。
- ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発
自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

③犯罪防止対策

■盗難防止の日(10月7日)の取組み

自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、47都道府県の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

■自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として盗難対策に取り組むとともに、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

■啓発活動

犯罪について大人と子どもが一緒に考える手引きや、地域における防犯活動を紹介した冊子のほか、犯罪の手口と防止策を取りまとめた防犯啓発ビデオなども作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

④環境問題への取組み

■リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

■エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、冊子やチラシを作成し、普及に取り組んでいます。

■環境問題に関する目標

地球温暖化対策としての省エネルギーや循環型社会につながるリサイクル・廃棄物排出抑制に向けて、二酸化炭素の削減および廃棄物の削減に関する目標を定め、その実現に向けて取り組んでいます。

会社の現状

I 会社の概要および組織

II 主要な業務の内容

III 健全な経営

業績のお知らせ

I 主要な業務に関する事項

II 財産の状況

会社の現状

II 主要な業務の内容

1 取扱商品

当社は、リスク細分型の自動車保険(そんぽ24自動車保険:正式名称 通信販売用総合自動車保険)を販売しています。

この商品の特徴は以下のとおりです。

(1) お客さまの運転スタイルにあわせた納得の保険料

以下のとおりさまざまな料率区分を採用し、お客さま一人ひとりの運転スタイルにあわせた納得の保険料をご提供しています。

① 運転者本人・配偶者限定／運転者家族限定

補償の対象となる運転者の方を、ご契約のお車を「主に運転される方(「記名被保険者」といいます。))ご本人およびその配偶者の方」、または「記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方」に限定することによって、運転者の方を限定しない場合に比べて保険料が割引となります。(割引対象となるお車は自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車となります。)

③ 年間走行距離区分

ご契約時までの過去1年間にお車が走行した距離の実績が当社所定の5区分のいずれにあてはまるかによって保険料が異なる取扱いとしています。走行距離の短い区分ほど保険料はお安くなります。

④ そのほかの料率区分

上記のほか、記名被保険者の年齢・運転免許証の色、運転者年齢条件、型式別料率クラス、車齢等に基づく保険料算出を行っています。

② 業務使用の有無

ご契約のお車が、年間を通じて月15日(年間180日)以上お仕事で使用されるお車の場合は「業務使用あり」、この条件に該当しない場合は「業務使用なし」として取り扱います。基本的には、「業務使用なし」の方が保険料はお安くなります。

(2) シンプルでわかりやすいプランのご提供

3つの基本補償プランをご用意しています。(詳しい内容は次の「(3) 補償内容」をご覧ください。)

補償内容	①対人賠償 保 険	②対物賠償 保 険	③無保険車 傷害保険	④人身傷害 補償保険	⑤自損事故 保 険	⑥搭 乗 者 傷害保険	⑦車 両 保 險
フルセット プラン	○	○	○	○	※	○	○/ー
バリュー プラン	○	○	○	○	※	ー	○/ー
スタンダード プラン	○	○	○	ー	○	○	○/ー

注) ○は補償のあること、ーは補償のないこと、○/ーは補償の有無が選択可能であることを示します。

※ 原則として「⑤自損事故保険」の補償内容は「④人身傷害補償保険」でカバーされます。

(3) 補償内容

個々の補償項目についても、お客さまにご満足いただけるように充実を図っています。具体的な補償内容は以下のとおりです。

①対人賠償保険

自動車事故により他人を死傷させ、被害者の方の負った損害に対して法律上の賠償責任を負担された場合に、自賠責保険で支払われる金額を超える部分について、被害者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

なお、被害者1名につき、死亡された場合には15万円、3日以上入院された場合には3万円を対人臨時費用保険金として別途お支払いします。

②対物賠償保険

自動車事故により他人の財物に与えた損害に対して法律上の賠償責任を負担された場合に、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

③無保険車傷害保険

保険を付けていない自動車や保険を付けていても補償内容が不十分である自動車との事故等で、記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方や、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡または後遺障害を負い、その損害に対して相手から十分な補償を受けられない場合に、被保険者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

④人身傷害補償保険

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に、その方の過失の有無と関係なく、人身傷害補償特約記載の基準に基づい

て算出した損害額について、被保険者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

また、記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方については、他のお車に搭乗中や歩行中に自動車事故にあった場合も同様に補償されます。(ご契約のお車に搭乗中の自動車事故のみを補償するタイプもご用意しています。)

⑤自損事故保険

ご契約のお車の所有者や運転者の方などが自らの一方的な過失による事故により死傷または後遺障害を負われ、自賠責保険による補償が受けられない場合に、保険金をお支払いします。

⑥搭乗者傷害保険

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に保険金をお支払いします。

⑦車両保険

ご契約のお車が偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合等の損害について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(補償する事故を限定し、保険料を抑えたタイプもご用意しています。)

なお、ご契約のお車が全損となった場合には、所定の金額を、車両全損時臨時費用保険金として別途お支払いします。

(4) 主な特約の補償内容

・身の回り品補償特約

ご契約のお車の車室内、トランク内に収容またはキャリアに固定された個人の身の回り品が、偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合等の損害について、20万円を限度に保険金をお支払いします。

・代車費用補償特約

車両保険金の支払いの対象となる事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合に、お車の修理期間中または買替えまでの間に発生したレンタカーなどの代車費用の実際のご負担額に対して、5,000円×利用日数を限度に保険金をお支払いします。なお、利用日数には所定の制限があります。

・弁護士費用等補償特約

記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方、ご契約のお車に搭乗中の方やご契約のお車の所有者の方が、自動車事故などによって死傷したり、所有、使用または管理する財物が損傷するなどの損害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に際して必

要となる弁護士費用等に対して、被保険者1名につき、300万円を限度に保険金をお支払いします。(法律相談料については10万円を限度にお支払いします。)

・対物超過修理費用補償特約

車同士の事故により相手自動車の修理費が時価額を超過した場合に、「修理費と時価額の差額に事故におけるお客さまの責任の割合を乗じた額」に対して、相手自動車1台につき、50万円を限度に保険金をお支払いします。

・ファミリーバイク特約

記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方が、原動機付自転車(借用原動機付自転車を含みます。)を運転中に起こした事故について、その原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件(運転者を限定する特約および運転者年齢条件を除きます。)にしたがい、対人賠償保険、対物賠償保険および自損事故保険を適用して、保険金をお支払いします。

2 保険のしくみ

(1) 保険の制度

保険は偶然な事故による損害を補償するための制度で、多くの方々がそれぞれのリスクに応じて保険料を拠出し、万一の事故が発生し損害を被った場合に保険金を受け取る相互扶助の制度です。

偶然な事故により、一人ひとりにどれくらいの頻度でどれだけの損害が発生するかを予測することはできませんが、大人数の集団になれば、過去の統計から事故の発生頻度や損害の合計額を予測することが可能であり（「大数の法則」といいます。詳しくは、巻末の「損害保険用語の解説」をご覧ください。）、このような手法から保険料は算定されます。

これにより、ご契約された方々はわずかな負担により、いざというときの大きな補償を得ることができるため、保険の制度は安定した個人生活や企業運営のうえで、なくてはならないものとなっています。

(2) 保険契約の性格

保険契約は保険会社が保険事故による損害に対し

保険金をお支払いすることを約束して、ご契約された方はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。（このような契約を「有償・双務契約」といいます。）

さらに、保険契約はご契約された方と保険会社の合意のみで成立する契約でもありますが（このような契約を「諾成契約」といいます。）、当社では、契約締結の証として保険証券をご契約された方にお渡ししています。

(3) 再保険について

保険会社では引受けた危険の分散を図るために、引受けた保険契約の責任額のうち、巨大リスクを想定した場合に自社で負担しきれない部分を他の保険会社で引受けてもらうことがあり、これを再保険といいます。（引受けてもらう場合を「出再保険」、引受ける場合を「受再保険」といいます。）

再保険に関する当社の方針については、「III.3.リスク管理態勢」をご覧ください。

3 約款について

(1) 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品であるため、書面で契約内容を目に見えるようにしたものが約款であり、これによりご契約された方・保険の補償を受けられる方と保険会社の双方の権利と義務の内容が明確化されます。

約款は、基本的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約内容を補足または修正する「特約条項」から構成されます。

(2) ご契約時の留意点

ご契約にあたっては、保険契約の内容について十分ご説明することにはしていますが、ご不明な点がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

なお、当社の保険契約においては、保険証券が到着した際にご契約内容を再度ご確認ください、ご契約を撤回することもできます。（「クーリングオフ制度」といいます。後記「5.(1) 契約締結のしくみ」をあわせてご覧ください。）

(3) 約款に関する情報提供方法

商品概要については各種パンフレットおよび公式ウェブサイトにて、ご契約にあたり特によく理解していただく必要のある事項については「重要事項説明書」にてご案内しています。

「重要事項説明書」は、商品のしくみや補償内容など、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載した「契約概要のご説明」と、ご契約者にとって不利益になる事項などについて記載した「注意喚起情報のご説明」、そのほかにご注意いただきたい事項について記載した「その他の注意事項」から構成されています。

特に「注意喚起情報のご説明」には、保険契約のお申込みに際して事実を正確にご申告いただく義務（「告知義務」といいます。）、ご契約後に重要な事項について変更が生じたときには保険会社に遅滞なくご連絡いただく義務（「通知義務」といいます。）、保険金がお支払いできない主な場合、保険契約を解約される際の解約返還保険料の取扱いなど、ご契約者に必ず目を通していただく必要のある事項が記載されていま

す。

また、約款については「ご契約のしおり」をご用意し、ご契約者一人ひとりにお送りしています。

これらの資料のお取寄せについては、お気軽に当社

までお申し付けください。また、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」および「約款」につきましては、公式ウェブサイト (www.sonpo24.co.jp) からご覧いただくこともできます。

4 保険料について

(1) 保険料の收受・返還

当社では保険料を所定の払込期限までに一括でお支払いいただくこととしており、保険期間が開始しても、当社が保険料を領収する前に生じた事故については、原則として保険金をお支払いできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、残りの保険期間および変更内容に応じて保険料を追加でご請求したり、保険料の一部を返還することがあります。また、保険契約が解約されたときは、残りの保険期間に応じて保険料の一部を返還します。(残りの保険期

間によっては、保険料を返還できないことがあります。)

(2) 保険料率

保険料は、保険金の支払いにあてられる部分の「純保険料率」と保険事業の運営に必要な経費にあてられる部分の「付加保険料率」の2つの保険料率から成り立っています。

自動車保険の純保険料率については、個々の保険会社が金融庁より認可を受けたものを使用することとなっています。

5 保険募集

(1) 契約締結のしくみ

当社では、媒介代理店、テレビなどのマスメディアおよびインターネット等を通じて、お客さまに当社自動車保険を広くご案内しています。保険契約のお申込みは、公式ウェブサイトへのアクセス、またはダイレクトアドバイスセンターへのお電話により受け付けています。

ご契約のお申込みに際して、申込書をご提出いただく必要はありません。所定の事項を公式ウェブサイト上でご入力いただくか、お電話でご申告いただくのみで手続きが完了します。なお、代理店が当社自動車保険の内容やお見積りなどをご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

公式ウェブサイト上でお申込みいただく際には、ご契約締結前に「重要事項説明書」を必ずご確認くださいよう公式ウェブサイトのしくみを整えています。また、資料やお見積書などをお送りする際にも「重要事項説明書」を同封し、ご契約いただくうえで特に重要な事項をお客さまにお知らせしています。

保険料のお支払方法は、クレジットカード払・コンビニ払・金融機関振込払の中からお客さまにお選びいただけます。

「自動車保険証券」は、郵送でお送りしています。当社では、すべてのご契約について、保険証券到着の翌日から7日以内であればご契約の撤回ができる「クーリン

グオフ制度」の対象としています。

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとダイレクトアドバイスセンターとの間の通話の際の確認手順において、運転者の年齢条件など、重要なご契約内容について十分な確認を行うようにしています。インターネットを通じたご契約につきましては、契約締結前にご契約内容を確認いただくための画面を公式ウェブサイト上に表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

また、お見積書、保険証券またはご継続案内書をお送りする際に「ご確認のお願い」シートを同封し、お客さまに改めてお見積内容またはご契約内容をご確認いただくようにしています。

(3) 代理店について

① 役割と業務内容

代理店は当社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社に代わりお客さまに対する保険契約の勧誘、お申込み手続きの説明、公式ウェブ

サイトまたはダイレクトアドバイスセンターへの誘導等の募集活動を行うことを主たる業務としています。

なお、当社の取扱代理店は保険契約締結の媒介のみを行っており、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容が変わった場合のご通知の受領などの権限はありません。

②代理店登録

損害保険代理店として損害保険募集を行うためには、代理店委託契約を結ぶだけでなく、保険業法に基づき監督官庁に登録しなければなりません。また「代理店の役員・使用人」として保険募集を行う人も監督官庁に届け出なければなりません。

③代理店教育

当社では、保険募集に関するコンプライアンスや販

(4) 当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づく「勧誘方針」を以下のとおり定め、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

勧 誘 方 針

私たちは、次に掲げるルールを守り、お客さまの満足を第一とする営業活動に努めます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令・諸規則等を遵守するのはもちろんのこと、商品をおすすめる際にはお客さま自身の判断において適切な商品をお選びいただけるよう、判りやすい説明をこころがけるとともに、商品内容やリスク内容等の重要事項等について十分な説明を行います。また、お客さま一人ひとりのご要望を十分考慮し、ふさわしい商品の提供に努めます。
2. 当社商品の勧誘は、原則としてお客さまからいただくお電話に基づき行いますが、それ以外の場合でも、お客さまの立場にたって、場所や時間帯に十分配慮した営業活動を行います。
3. 当社インターネットホームページにつきましては、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、お客さまに関する情報については厳正な取り扱いを行います。
5. 保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払に際し、「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 教育・研修体制の充実により人材の育成をはかるなど、お客さまの信頼にお応えするために今後とも努力してまいります。

売知識などの研修を通じて、法令などにのっとりた募集活動を行うとともに、お客さまニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供できる取扱代理店の育成に努めています。

また当社では、新たに保険募集を行う「代理店の役員・使用人」を監督官庁に代理店登録または募集人届を行うなどの場合には、業界の自主ルールにのっとり、損保協会が実施する「損害保険募集人一般試験」の基礎単位の合格を要件とするなど、当社保険募集の品質向上と消費者保護の徹底に努めています。

④代理店数

2013年3月31日現在、当社の取扱代理店は6,574店です。

(5) お客さまの個人情報に関する取扱いについて

当社では、当社の個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、お客さまの情報を適正に扱うよう努めています。

個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

そんぽ24 損害保険株式会社

基本的な考え方

当社は、NKS Jグループの一員として、NKS Jグループ プライバシー・ポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲を超えて利用しません。
なお、利用目的はお客さまにとって明確になるよう具体的に定め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
3. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止に努め、適切な安全管理措置を講じます。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。
5. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報保護法にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。
6. 当社は、個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置について、適宜見直し、改善いたします。

※個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

※開示、訂正等の手続の詳細については、当社ホームページに掲載の「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。

個人情報の取扱い

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類による取得
- ・ お客さまにWeb画面等へご入力いただくことによる取得*
- ・ コールセンター等にいただくお電話の内容を録音または記録することによる取得*

*当社は、インターネットまたは電話を通して取得した個人情報については、申込書等に代わるものとして記録・録音・保存を行っています。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4. から5. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・ 損害保険
- ② 上記①に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金の支払

- ⑤ グループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
- ⑥ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑧ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- ⑨ 当社職員の雇用・販売網の新設
- ⑩ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑪ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 情報交換制度」をご覧ください。）

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

- (1) N K S J ホールディングス株式会社によるグループ会社の経営管理のために、N K S J ホールディングス株式会社とN K S J グループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

- ① 個人データの項目
 - ・ N K S J グループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報
 - ・ N K S J グループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する情報などのお取引に関する情報

- ② 共同利用するグループ会社の範囲
 - 共同して利用するグループ会社の範囲は、N K S J ホールディングス株式会社のホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご参照ください。

- ③ 個人データ管理責任者
 - N K S J ホールディングス株式会社

- (2) N K S J グループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはN K S J グループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とN K S J グループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

- ① 個人データの項目

N K S J グループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容などのお取引に関する情報

- ② 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は、N K S J ホールディングス株式会社のホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご参照ください。

- ③ 個人データ管理責任者

N K S J ホールディングス株式会社

- (3) 現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。

5. 情報交換制度

- (1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

- (2) 当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

- (3) 当社は、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ (<http://www.giroj.or.jp/>) をご覧ください。

6. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利

- 用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については下記の電話番号にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。また、事故に関するご照会については、既にご通知させていただいている担当部署にご本人から直接ご照会ください。

<ご契約内容に関する照会先>

電 話 0120-919-200

(受付時間 平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜日 9:00 ~ 17:00)

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

安全管理措置に関するご質問は、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. 個人データの取扱いの委託について

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを他の事業者へ委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、また委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・保険金支払いに関わる業務
- ・保険証券の作成・発送に関わる業務
- ・情報システムの開発・運用に関わる業務

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、個人データの安全管理措置等に関する質問は、下記までお問い合わせください。

また、当社から商品のセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等でのご案内を希望されない場合は、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

そんぽ 2 4 損害保険株式会社

所在地 東京都豊島区東池袋 3-1-1

サンシャイン 60

電 話 0120-999-379

(受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)

ホームページアドレス <http://www.sonpo24.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽ A D R センター 東京

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター 東京)

所在地 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-105

ワテラスアネックス 7階

電 話 03-3255-1470

(受付時間 午前9時~午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

以上

6 保険金のお支払い

万一お客さまが事故にあわれた場合、丁寧かつ迅速なサービスをお客さまに提供することを基本方針としています。日本興亜損害保険株式会社の全国148か所(2013年7月1日現在)のネットワークと連携し、きめ細かい事故解決サービスを提供しています。

保険金お支払いのしくみ

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、事故の状況・内容などによってさまざまですが、一般的な手順は以下のとおりです。

●事故受付

当社では24時間365日、専門のスタッフが事故受付を実施しており、お客さまは全国どこからでも、通話料無料で事故をご連絡いただけます。

また、事故発生のご連絡を受けた際、お客さまに適切なアドバイスや今後の流れなどについてご説明します。

●お客さま初動対応

お客さまのご契約内容に応じて保険金請求のご案内を実施し、事故解決までの流れをご説明しています。また、事故の相手方、関係者等へのご連絡を行うなどの対応を開始します。

●損害の確認・事故折衝対応

事故状況や損害状況の確認・事故折衝対応を行います。

なお、事故の相手方にお支払いする損害がある事故の場合、当社がお客さまに代わって示談交渉を行います。示談交渉につきましては、お客さまと事前にお打合せを行い、進捗状況については定期的にお客さまへお伝えします。

●保険金のお支払い

示談成立後、保険金を早急にお支払いします。状況に応じて、お客さまや相手の方からの請求書類などを省略(電話による確認)して、迅速な保険金のお支払いを実施します。

7 トラブル時の各種サービス

(1) 24時間事故受付サービス

24時間365日、年中無休の事故受付

自動車事故が発生した場合、24時間365日(夜間・休日問わず)全国どこからでもご連絡いただけます。

経験豊富な受付担当者が適切にアドバイス

カスタマーサービスの研修を受けた事故受付担当者がお客さまに必要なアドバイスを行うことで、安心のサービスをご提供します。

24時間365日 **0120-119-007** (携帯・PHSからも通話無料) へご連絡ください。

(2) ロードサービス

日本全国約9,000か所の拠点で安心

当社の自動車保険のすべてのご契約車両には、ロードサービスがセットされています。約9,000か所(2013年7月1日現在)のロードサービス拠点は日本全国を網羅し、お客さまのカーライフをサポートします。

24時間365日、年中無休の対応

自動車事故の際の緊急対応はもちろん、突発的な故障からキー閉じ込みなどを幅広くサポートし、24時間365日(夜間・休日問わず)、全国どこからでもご利用いただけます。

GPS 現在位置特定サービス

ドライブ中の事故や故障によりロードサービスをご利用される際に、スマートフォン・携帯電話のGPS機能により、お客さまの現在位置を特定するサービスです。本サービスをご利用いただくことで旅行先などお客さまが不慣れた場所でトラブルにあわれた場合でも、迅速にロードサービスをご提供します。

ロードサービス内容

レッカーサービス

トラブルサポートサービス

- ・キー閉じ込み
- ・落輪の引き上げ
- ・バッテリーあがり
- ・ガス欠時の燃料補給
- ・バンク時のスペアタイヤ交換作業
- ・プラグ、ヒューズの取り替え
- ・冷却水の補給
- ・オイル漏れ点検・補充
- ・その他の緊急サービス

アクシデントサポートサービス

- ・宿泊費用
- ・帰宅交通費
- ・レンタカー費用
- ・修理完了車の自宅無料配送

オペレーションサービス

- ・緊急連絡代行
- ・案内サービス

- (注) 1. ロードサービスは、ご契約のお車のみが対象となります。ファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車などは対象となりません。
 2. ロードサービスは保険による補償そのものではなく、当社の委託先会社から提供されるサービスです。ここに記載のあるほか、各種サービスには所定の条件があり、サービスにより一部有料となる場合があります。
 3. サービスカーの出動が困難な場所でのトラブルには対応できない場合があるほか、気象状況・交通事情により到着に時間がかかる場合があります。
 4. 車両保険をご請求される事故により、レッカーサービスなどを利用された場合はその費用を車両保険金から支払うことがあります。
 5. ロードサービスの内容は、予告なく変更する場合があります。

24時間365日 **0120-119-117** (携帯・PHSからも通話無料) へご連絡ください。

(3) 提携修理工場ネットワーク

提携修理工場のサービス内容

全国約800か所(2013年7月1日現在)の修理工場と提携し、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。車両保険にご加入されていないお客さまがご自身のご負担にて修理される場合も、これらのサービスをご利用いただけます。



無料代車サービス

(注) 1. 工場の混雑状況によって提供までにお時間をいただく場合があります。
2. ご使用期間中のガソリン代はお客さまのご負担となります。



優先修理サービス



無料引取・納車サービス



無料洗車サービス



永久保証サービス

(注) お客さまがお車を手放した場合は保証が失効します。

(4) ガラス修理専門業者のご紹介

ガラスのみの修理の場合、当社が提携する自動車ガラスの専門業者のサービスをご利用いただけます。作業スペースが確保できる場所であればお客さまのご指定先への出張修理が可能です。

- ※ 一部、出張対応ができない地域があります。
- ※ 作業スペース、天候などにより出張作業ができない場合があります。
- ※ 提携修理工場ネットワークとは異なります。ガラス以外の修理は対応できません。
- ※ 原則としてご指定の場所で出張作業を行うため、提携修理工場ネットワークのサービスはご利用いただけません。

8 お客様とのコミュニケーション

当社は、すべての活動の原点をお客さまに置き、お電話、インターネット、アンケートなどを介して頂戴したお客さまの声を、当社運営を進めていくうえでの原動力と位置づけ、以下の対応方針にのっとり対応しています。

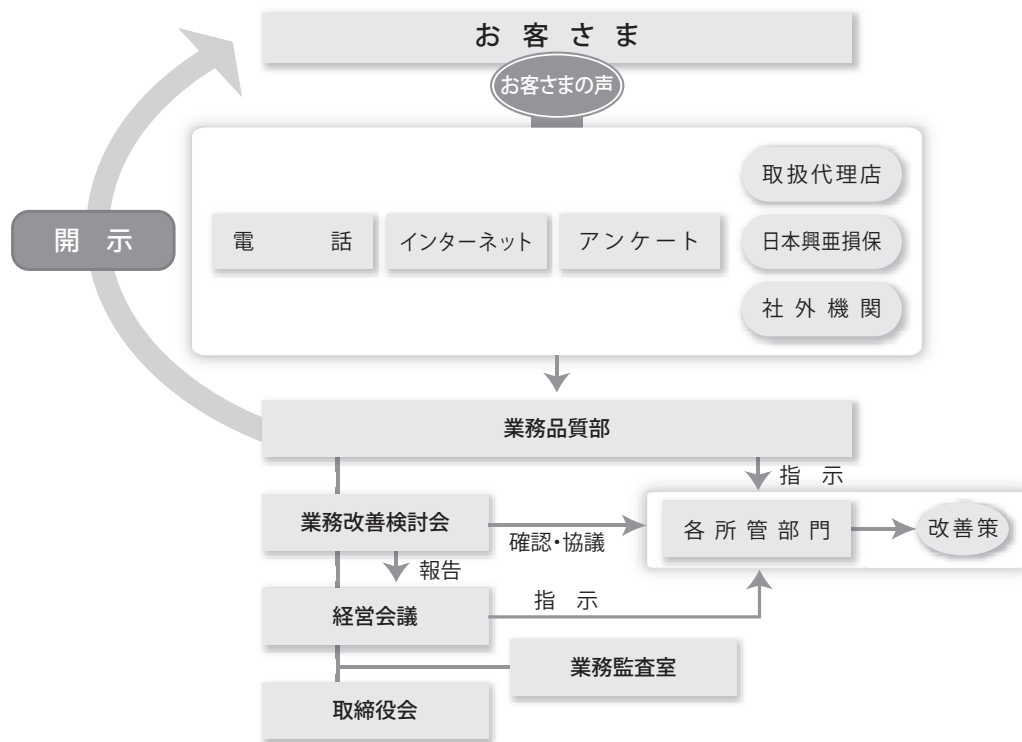
お客さまの声 対応方針

《基本理念》
 お客さまの声を真摯に受け止め、迅速・適切に対応するとともに、お客さま第一をあらゆる業務の基点とし、積極的に企業活動に活かします。

《対応指針》

1. お客さまの声を感謝と誠意を持って積極的に受け止め、すべての部門において最優先の課題と認識して、公平・公正・迅速・適切かつ誠実にお客さまの声に対応します。
2. お客さまにとって負担のかからない、利用しやすいお客さまの声受付窓口を設置し、窓口の連絡先、ご利用方法などを広く周知し、お客さまの声の受付および対応の充実に努めます。
3. お客さまの声を通じて得られた個人情報、機密情報等の情報の機密保持を徹底します。
4. お客さまの声に関する情報を適宜、適切に集計・分析し、広く開示し、透明性のあるお客さまの声対応を実施します。
5. お客さまの声を商品・サービス・業務運営の向上へ積極的に活かし、お客さまの声態勢を継続的に向上します。

(1) お客さまの声を業務改善・品質向上に活かす態勢



●各部門における取組み

「お客さまの声」の内容ごとに所管部門で検証し、業務改善に活かしています。また、不適切な対応があったと認められた場合には、再発防止策を講じ改善に努めています。

●業務改善検討会

全部門の実務担当者で構成する「業務改善検討会」において、お客さまの声を起点とした業務改善課題の把握、所管部門の取組み状況の確認・協議を行い、業務改善・品質向上への取組みを促進する態勢としています。

●経営会議

毎月開催の経営会議では、「業務改善検討会」で検討した内容をふまえ、会社として取り組むべき課題を検討する態勢としています。

(2) お客さまの声の受付状況

●業務の改善に向けて

当社では2012年度に1,926件のご意見・ご要望をはじめとするお客さまの声を頂戴し、そのうち1,892件を苦情と判定し再発防止に努めるとともに、いただいたお客さまの声を活かして、業務の改善・お客さまのニーズにあった商品・サービスの提供に努めています。

●よりよい事故対応サービスに向けて

保険金をお支払いしたお客さまに対して、当社の事故対応に関する満足度をお聴きするアンケートを継続的に実施しています。結果は損害サービス部で

精査し、事故対応の業務改善に活かしています。

2012年度に実施したアンケートでは、5,116件のご回答をいただきました。

●ロードサービスの向上に向けて

ロードサービスをご利用いただいたお客さまに対して、毎月一定数を抽出して当社のロードサービスに関する満足度についてのアンケートを継続的に実施しています。

結果は、ロードサービスをご提供している委託会社とも共有し、サービス内容の改善に活かしています。

<お客さまの声(苦情等)の受付状況>

お客さまの声の区分	代表的な事例	2012年度受付件数
ご契約の手続き		
お見積り・ご契約手続き	説明不足・手続き誤りなど	91
ご継続手続き	手続き誤りなど	190
ご契約の引受け		11
接客マナー		19
その他		188
商品・サービス		
商品・サービス	商品内容・サービスの拡充など	144
お客さま向けツール（パンフレットなど）	わかりにくい、字が小さいなど	186
ご契約の管理		
変更手続き	手続き誤りなど	137
解約手続き	説明不足など	19
接客マナー		12
その他		99
保険金のお支払い		
お支払額	説明不足など	75
連絡・対応	連絡遅れなど	482
お支払いの可否		3
接客マナー		79
その他		89
個人情報に関するもの		
個人情報に関するもの		0
その他		
その他		68
合 計		1,892

(3) お客さまの声を商品・サービスの改善に活かすための取組み

2012年度に実施しましたお客さまの声を反映した主な取組み内容は次のとおりです。

お客さまの声	当社の対応
ウェブサイトについて、使い勝手を良くしたり、表示内容についてわかりやすくしたりして欲しい。	お客さまの利便性向上や、表示内容をわかりやすくするため、主に次の対応を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・補償内容を変更後に「見積り修正」画面から「申し込み手続き」画面に直接推移できるよう機能を追加。 ・運転者の限定や年齢条件を付帯した際に表示している「補償の対象となる運転者の範囲」内の注釈文言の見直し。 ・新規契約時にノンフリート等級と事故件数を確認する専用画面を設置。 ・お見積りやお申込みなどをいただく最初の画面で、パソコンの利用環境について確認できるように対応。
「ご契約者専用サイト」への入り口がわかりづらい。	ご契約者専用サイトへのログインボタンをわかりやすくするために、ボタンのデザインや文言を変更しました。
保険証券に同封のパンフレット「いつでも、どこでも安心のサポート」に、事故にあった場合の流れや、ロードサービスの詳細について記載して欲しい。	「いつでも、どこでも安心のサポート」について、事故発生時のご連絡から保険金のお支払いまでの流れを明記するとともに、トラブル発生時のロードサービスに関して詳細に記載しました。
満期案内に同封のパンフレット「安心のサポートをこれからも」に、事故にあった場合の流れを記載して欲しい。	「安心のサポートをこれからも」に、事故発生時のご連絡から保険金のお支払いまでの流れを記載するとともに、全体的によりわかりやすく、見やすい内容としました。
「ご契約者専用サイト」へのログインの仕方がわかりづらい。	「継続プランのご案内」に同封してある「ログイン手順書」について、「パスワードの再設定方法」の表記場所を、裏面から表面へ変更するとともに、継続契約手続き完了までの流れを明記し、わかりやすい内容にしました。
満期案内に同封されている「『継続プランのご案内』ご確認のお願い」の中の「運転者の条件」の表中に、別居の未婚の子や友人・知人などについて「年齢条件を適用しません」と記載があるがわかりづらい。	別居の未婚の子や友人・知人などについて「年齢を問わず補償します」と変更するとともに表全体を見直し、わかりやすい内容としました。
契約の満期通知について、文書だけでなく、メールでの連絡をして欲しい。	満期が近いお客さまに対し、メールで満期日などをお知らせするサービスを始めました。
解約手続きの際は、解約請求書の提出を不要にして欲しい。	解約請求書の提出を原則廃止し、電話のみで解約手続きが完了できるようにしました。

(4) お客さまの声を承る窓口

以下の窓口にてお客さまの声を承っています。いただいたお客さまの声につきましては迅速・適切な対応を行い、業務の改善に活かしています。

公式ウェブサイトにおいてもお客さまの声を承っています。

■「苦情・ご相談」については

0120-474-024 (携帯・PHSからも通話無料) 受付時間: 平日9:00~17:00

また、中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関でも損害保険に関わる各種問題の解決が図られています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)」を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

お客さまは、当社との間で問題を解決できない場合には、そんぽADRセンターに解決の申し立てを行うことができます。

またそんぽADRセンターでは、損害保険に関する一般的なご相談(自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続きのご案内等)にも対応しています。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808

IP電話やPHSから 03-4332-5241

(受付時間: 平日9:15~17:00)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者などで構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のウェブサイト(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのウェブサイト(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

会社の現状

I 会社の概要および組織

II 主要な業務の内容

III 健全な経営

業績のお知らせ

I 主要な業務に関する事項

II 財産の状況

Ⅲ 健全な経営

1 コーポレート・ガバナンス態勢

当社は株主総会において5名の取締役を選任するとともに、監査役制度を採用し、監査役3名のうち2名が社外監査役となっています。

また、当社の重要な業務遂行を決定する機関として、取締役会を設けています。

当社は、ガバナンス強化を目的として執行役員制度を導入し、会社全体の意思決定と各部門の業務執行の役割とを分離し、取締役会のスリム化を通して迅速で

効率的な経営を図っています。(取締役および執行役員の担当業務につきましては、「1.5.(1) 役員の状況」をご覧ください。)

また、取締役会によって決定された経営の基本方針に基づき、会社経営全般にわたる業務の執行および統制に関する協議ならびに連絡機関として経営会議を設けています。

2 内部統制システムの構築について

当社は、NKS Jグループ(以下「グループ」といいます。)の一員として、日本興亜損害保険株式会社の経営管理の下、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築します。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)重視の企業風土を醸成するとともに、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会および経営会議における定期的なコンプライアンス推進状況の報告、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 法令等遵守規程にコンプライアンスに関する推進体制等を定めるとともに、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 役職員に不祥事件等を発見した場合の報告義務を課し、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、処分・是正等の対応を的確に行います。

- (5) 顧客の保護を図るため、顧客情報取扱規程を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。
- (6) 反社会的勢力との関係遮断、対応する組織体制、外部機関との連携等について定める反社会的勢力への対応に関する基本方針を策定し、反社会的勢力に毅然として対応します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、それに基づく規程を整備し、次のとおり、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行う体制を整備します。

- (1) リスクを十分踏まえた経営を行うため、当社に内在する各種リスクを管理する部署を設置し、統合的に管理します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施します。
- (2) リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特に経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理します。
- (3) 大規模自然災害等の危機発生時における業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

3. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備ならびに指揮命令系統の確立を行います。

- (1) 迅速な意思決定と効率的な業務執行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用します。
- (2) 業務執行に関する重要な事項について経営会議で協議し、会社の経営方針に合致した効率的な業務執行に資するとともに取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員および使用人の決裁権限を定めます。
- (4) 社内規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

4. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制の整備を行います。

5. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

6. 当社が属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が属するグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社は親会社との間で経営管理に関する覚書を締結し、同覚書に基づく承認制度および報告制度を遵守します。
- (2) 当社はグループの統制の枠組みを定める各種基本方針に則り、当社の事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備します。
- (3) グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、親会社への的確な情報提供等を通じてグループの経営議論の活性化を図り、グループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性の確保に寄与します。
- (4) 当社が関与する重要なグループ内の取引、業務提携、事業再編等を適切に把握し、グループ内における取引等の公正性および健全性の確保に寄与します。

7. 監査役の監査に関する体制

- 7 - 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）の配置を求められた場合には、監査役事務局を設け、必要な知識・経験を有する使用人を監査役スタッフとして配置します。また、監査役スタッフを配置する場合には、次のとおり監査役スタッフの取締役および執行役員等からの独立性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等および人事上の評価にあたっては常勤の監査役と協議の上でこれを行うことにより、取締役および執行役員等からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

- 7 - 2. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を含む）を定めることとし、取締役、執行役員および使用人は、この定めに基づく報告その他監査役の要請する報告を確実にを行います。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。
- (2) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

- 7 - 3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保します。また、監査役が取締役、執行役員、内部監査部門および会計監査人ならびに親会社の監査役との十分な意見交換を適切に行う体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、内部監査に関する遵守義務等に関する事項を内部監査規程に定め、これに必要な体制を整備します。

3 リスク管理態勢

当社は、リスク管理に関する基本方針として「リスク管理基本方針」を取締役会で制定し、N K S Jグループの一員として、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握したうえで、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることにより、財務の健全性を確保する態勢の整備・強化に取り組んでいます。

当社は、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、業務運営リスクおよび風評リスクの7つに分類し、各リスクにかかわる管理基準を整備したうえで、所管部門において把握・分析・評価および管理を行っています。

さらに、毎月全社のリスク管理状況を取締役会で検証するとともに、取締役および常勤監査役などもメンバーに含む「リスク管理・コンプライアンス委員会」を原則年4回開催して各リスクの状況をモニタリングし、万一顕在化した場合は早期に対処できるような態勢としています。（詳細につきましては、37ページをご覧ください。）

自己資本管理

当社は、会社経営の健全性を確保するため、「自己資本管理」を行っています。具体的には、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク（システムリスク、業務運営リスク、事務リスクなど）の各種リスク量を統一的な尺度で計り、これらを統合したリスク量が、経営体力の枠内に収まるよう管理を行っています。

ストレス・テスト

当社は、巨大災害や経済状況の急激な変化などのストレス事象を想定したストレス・テストを実施し、会社の経営体力への影響を検証しています。

リスクアセスメント

当社は、各種リスクについて、リスクを特定・評価し、リスク認識を共有するとともに、適切にリスクをコントロールするため、リスクアセスメントを実施しています。

再保険によるリスクの分散

保険会社では保有するリスクを分散するために再保険というしくみを利用しています。再保険には、自社の保有するリスクの一部を他の保険会社に引受けてもらう場合（出再保険）と、他の保険会社の保有するリスクの一部を当社が引受ける場合（受再保険）とがあります。

当社では出再保険を行う場合、格付などを基準として引受先となる保険会社の財務内容が健全であることを取締役会で検証するとともに、引受先となる特定の保険会社への過度な取引集中が起こらないように、1社あたりの取引限度額を定めています。また、当社では自賠償保険の共同プールへの参加を除き、受再保険を取り扱っていません。

再保険に関する当社の方針

1. 出再保険

当社のお引受けしたご契約に関するリスクおよび再保険マーケットの状況等を考慮のうえ、当社においても出再保険にて保有するリスクの分散化と平均化を図っています。出再保険の手配に際しては、再保険先の信頼性と再保険料率の安定性を十分に勘案しています。なお、当社で補償の対象となる巨大災害としては台風などの風水災がありますが、これに備えて当社では超過損害額再保険による出再保険を手配しています。

※超過損害額再保険とは、一事故による累積損害額が一定の金額を超過した場合に、その超過分について約定した限度額までカバーされる再保険です。

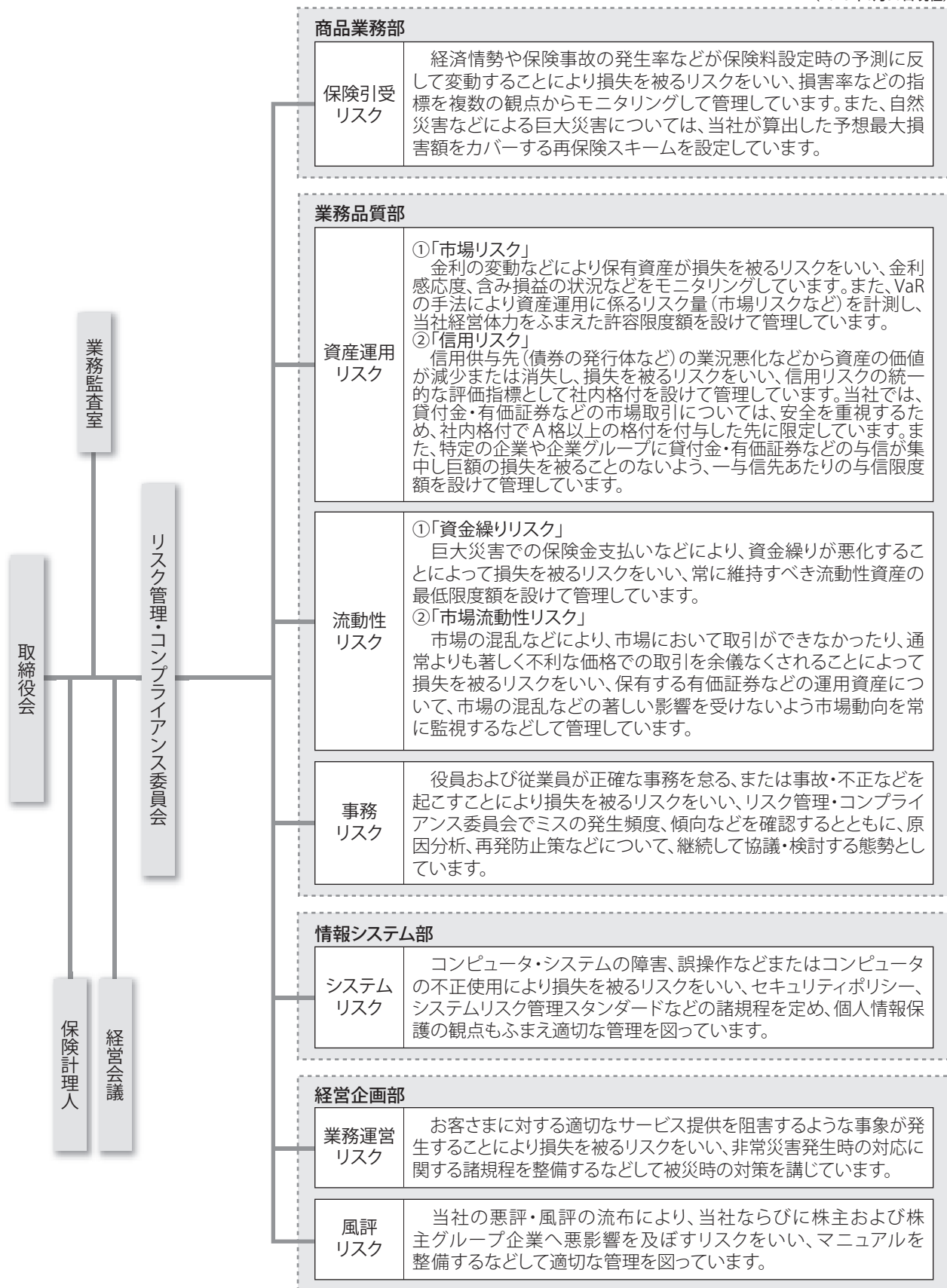
当社では限度額の約定において、風水災による過去の最大損害額（自動車保険）を元に算出した予想最大損害額までカバーされるようにしています。

2. 受再保険

各保険会社が共同で設置した再保険プールに参加する場合を除き、当社は受再保険を行わない方針としています。

■リスク管理体制の概要

(2013年6月30日現在)



4 コンプライアンス（法令等遵守）態勢

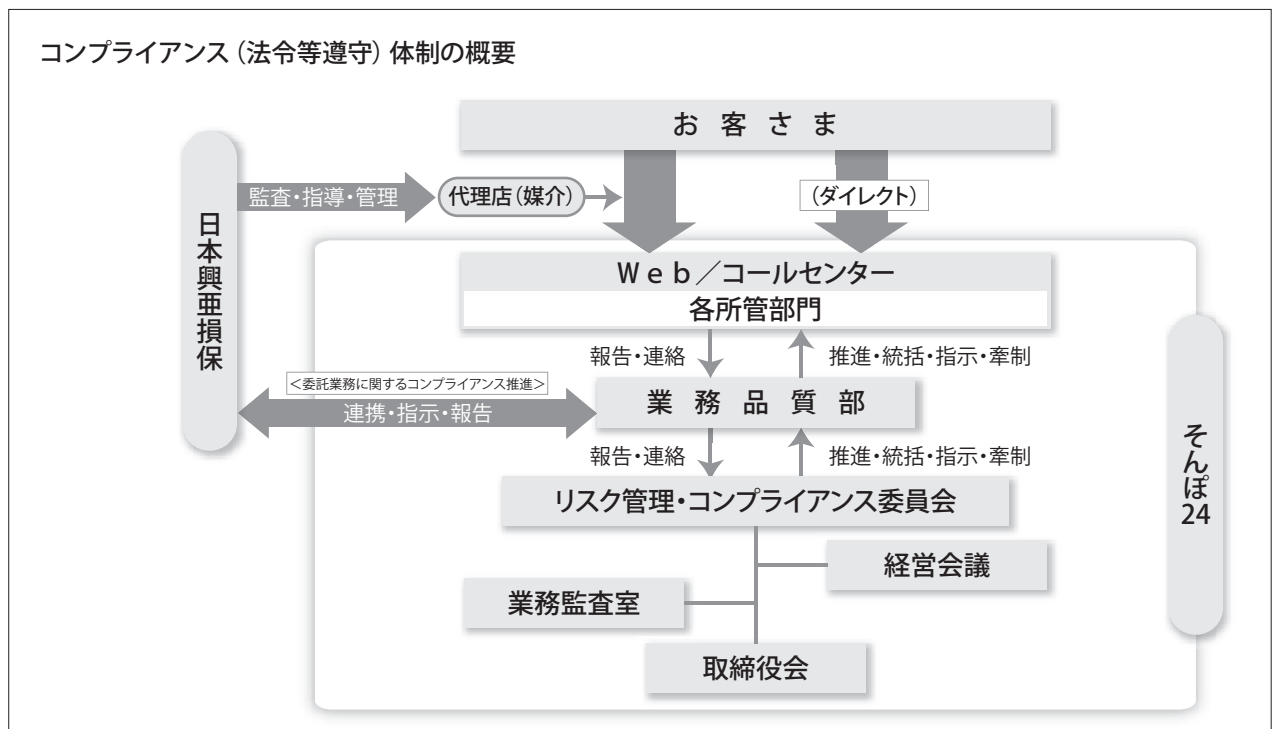
保険会社は、社会性・公共性の高い事業であり、健全で適切な業務運営を確保するため、より高度なコンプライアンスが求められています。そのため、当社においてはNK S Jグループの一員として、「NK S Jグループコンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス推進態勢を構築し、コンプライアンス重視の企業風土を高めることに努めています。

当社では、会社全体のコンプライアンス推進の年度計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、各部門においては、このプログラムに沿ってコンプライアンスの推進に取り組んでおり、その取り組み状況については、リスク管理・コンプライア

ンス委員会に定期的に報告することとしています。

また、従業員一人ひとりが、「NK S Jグループコンプライアンス行動規範」にのっとり、コンプライアンスを大前提とした業務運営に努めており、常にお客さまから信頼いただける保険会社を目指しています。

業務品質部ではコンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス研修などを通じ、全従業員へ周知・徹底を図るとともに、全社的なコンプライアンスの取り組み状況を把握し、業務を適正に遂行するための諸施策を迅速・的確に実行できるよう、態勢を整備しています。



5 監査・検査態勢

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細

書について、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けています。また、社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査と、業務監査室による内部監査があります。

6 反社会的勢力への対応

当社は、以下のとおり基本方針を定め、反社会的勢力に対して毅然とした対応と態勢整備に努めています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針(概要)

(2013年6月30日現在)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求などに対して、毅然とした態度を堅持することにより、これを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するために、取組基本方針および社内体制を定めています。

1. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる「NKS」グループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」の5つの取組基本方針に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求等に対し毅然と対応し、これを拒絶します。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを行います。

(3) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

(4) 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

(5) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

2. 社内体制の整備状況

- (1) 反社会的勢力に関する情報の一元管理を目的として、統括部署である経営企画部に「反社会的勢力対応事務局」を設置しています。また、「不当要求防止責任者」を選任し、反社会的勢力による不当要求に対応できる体制の構築を図っています。
- (2) 平素より、所轄警察署、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部機関との連携に努めています。
- (3) 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、具体的対応に備えるとともに、社内の報告フローに関しても規定しています。
- (4) 社員向けのニュース発行により、啓蒙・意識の向上を図るとともに、職場単位でのミーティング・研修を実施することとしています。

7 利益相反管理態勢

当社では、以下のとおり基本方針を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の適切な管理を行っています。

利益相反管理方針の概要

当社は、「N K S J」グループ利益相反取引管理基本方針に基づき当社またはグループ金融機関が行う利益相反のおそれがある取引について、当社のお客さまの利益が不当に害されることがないよう、法令等およびこの方針に則り、適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

この方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「当社のお客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、「グループ金融機関」とは、N K S J ホールディングス株式会社の子会社または関連会社のうち、別表に掲げる会社をいいます。

(2) 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、お客さまからの情報に基づき、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

①対象取引の類型

- イ. 当社のお客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ロ. 当社のお客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ハ. お客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ニ. お客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

②判断する事情

- イ. お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- ロ. お客さまの犠牲により、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ハ. お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 利益相反管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部門、および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に係る役職員等への教育・研修を行います。

【別表】

- ① 日本興亜損害保険株式会社
- ② 日本興亜クレジットサービス株式会社
- ③ 株式会社損害保険ジャパン
- ④ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
- ⑤ セゾン自動車火災保険株式会社
- ⑥ 日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑦ 損保ジャパンD C証券株式会社
- ⑧ 株式会社損保ジャパン・クレジット
- ⑨ 安田企業投資株式会社
- ⑩ N K S J ひまわり生命保険株式会社
- ⑪ 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- ⑫ 海外で保険事業を営むN K S Jグループ会社

業績のお知らせ

I 主要な業務に関する事項

- 1. 当期の業績概況 42
- 2. 直近の5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標 44
- 3. 業務の状況を示す指標等 45

II 財産の状況

- 1. 計算書類等 58
 - 2. リスク管理債権 64
 - 3. 債務者区分に基づいて区分された債権 64
 - 4. 単体ソルベンシー・マージン比率 65
 - 5. 時価情報等 67
- 財務諸表の適正性に関する確認書 68
- 損害保険用語の解説 70

I 主要な業務に関する事項

1 当期の業績概況

平成24年度のが国経済は、消費者マインドの改善などにより個人消費が総じて底堅く推移し、公共投資も東日本大震災からの復興需要などにより堅調に推移しました。生産および輸出は、夏場以降、海外経済の減速などを背景に減少に転じたものの、生産は年末にかけて下げ止まりました。さらに、日本銀行の政策変更などが材料視され、日経平均株価が11月以降大幅に回復したことなどもあり、景気は全体として持ち直しに向かっています。また、雇用情勢は厳しい状態が残っているものの、改善の動きがみられました。

損害保険業界におきましては、保険料収入は増加したものの、主力の自動車保険において損害率が高い水準で推移するとともに、台風などの国内自然災害の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

当社におきましては、着実な収入保険料の拡大および高品質かつ効率的な業務運営態勢の構築を重点課題とし、これらの達成に向けた種々の施策を展開し、着実に実行・管理することにより、安定的な経営基盤の確立に取り組んでまいりました。

当社では、平成24年度を「お客さまに当社を覚えていただく1年間」と位置づけ、「平成24年はそんぽ24の年?!」として、インターネットでお見積り・ご契約いただいたお客さま向けのプレゼントキャンペーンや当社キャラクターの人気投票などのキャンペーンを順次実施しました。あわせて平成24年11月にはFacebookページを新たに開設し、平成23年度に開設したお客さまとのコミュニケーションサイト「FUN!FAN!FUN! みんなの広場」と連携した情報発信を行うなど、より多くのお客さまに当社に触れていただく機会の創出に取り組ましました。

また、平成25年6月を保険期間の初日とすご契約から、ご契約者間の保険料負担の公平性の向上を目的としたノンフリート等級別料率制度の改定を含む「そんぽ24自動車保険」の商品改定を行い、平成25年3月より取扱いを開始しております。

当社では、これからもお客さまの安心で快適なカーライフを支えるため、またお客さまにさらにご満足いただけるように、サービスの拡大、商品内容の改善に努めてまいります。

このような状況下で、当年度の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、13,415百万円となり、前年度に比べて

1,344百万円の増加となりました。一方、経常費用は、13,566百万円となり、前年度に比べて164百万円の増加となりました。この結果、経常損失は151百万円となり、前年度と比べて1,180百万円の減少となりました。これに特別損失、法人税及び住民税を加算した当期純損失は164百万円となり、前年度と比べて1,179百万円の減少となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち正味収入保険料については、13,023百万円となり、前年度に比べて9.3%の増収となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金については、7,944百万円となった結果、正味損害率は68.1%となり、前年度と比べて0.6ポイントの低下となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費については、2,987百万円となった結果、正味事業費率は29.7%となり、前年度と比べて0.8ポイントの低下となりました。

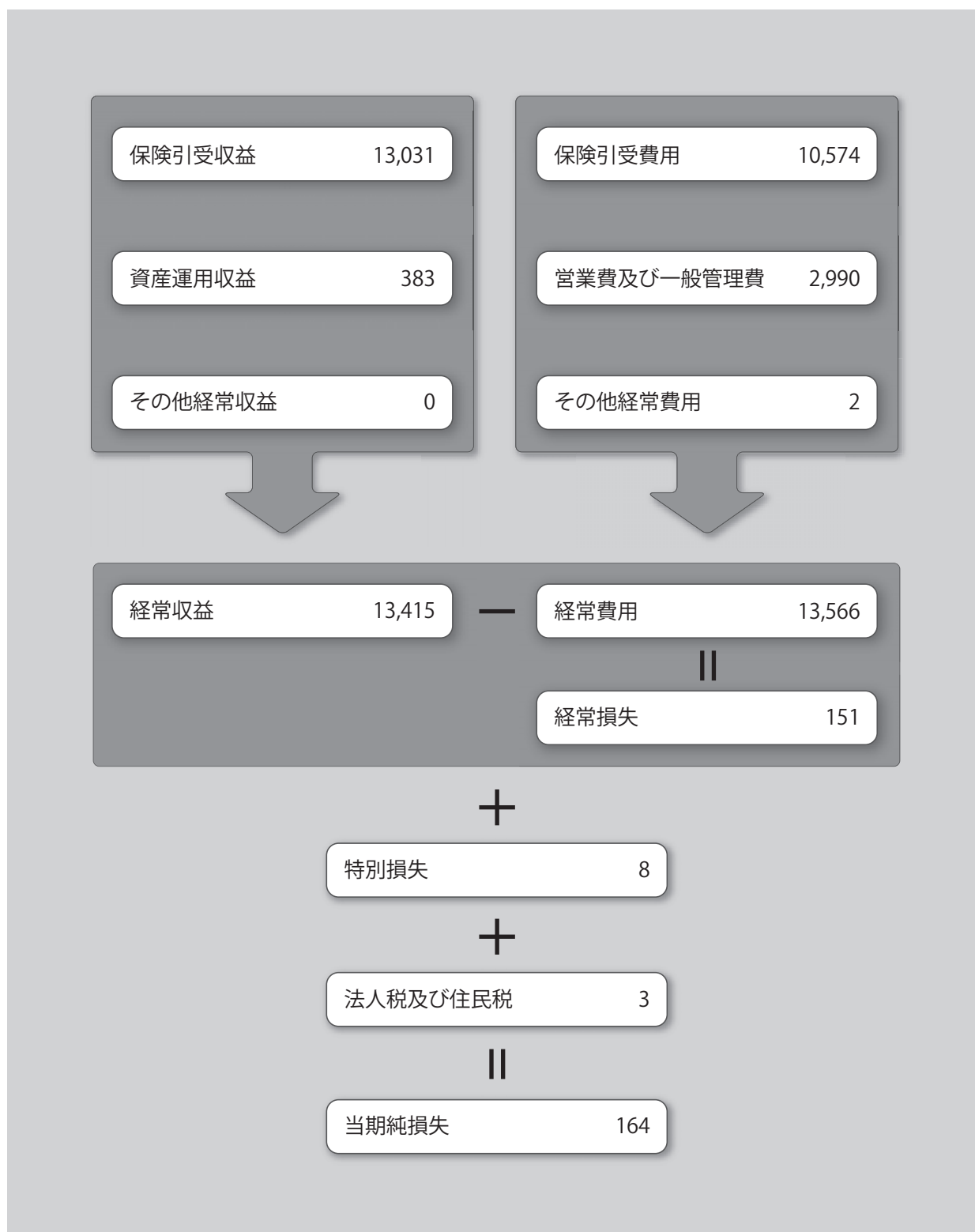
資産の運用につきましては、前年度に引き続き、国債を中心とした安全な運用を行った結果、利息及び配当金収入が110百万円、有価証券売却益が280百万円となりました。

今後のわが国経済は、海外経済が底堅く推移することによる輸出環境の改善および各種経済対策、金融政策の効果などを背景としたマインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されます。

当社は今後も「シンプルでわかりやすい商品」、「媒介代理店の活用」、「日本興亜損害保険株式会社の全国ネットワークと連携した事故対応サービス」などの特徴を生かして、安定的な収益基盤の確保・拡大を図り、効率的・効果的な業務運営態勢の継続、迅速かつ適時・適切な保険金のお支払いを着実に実施するとともに、さらなる成長に向けた戦略を検討・実施してまいります。

また、PDCAサイクルによる自主的な内部管理態勢の構築など、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、お客さまとのコミュニケーションをさらに深化させていくことを通じて真にお客さまに信頼され、選ばれる企業を目指してまいります。

●平成24年度決算のしくみ(単位:百万円)



2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
正味収入保険料 (対前期増収率)	8,703 (16.7%)	9,919 (14.0%)	10,788 (8.8%)	11,919 (10.5%)	13,023 (9.3%)
経常収益	8,842	10,023	11,143	12,070	13,415
経常損失	2,711	274	360	1,331	151
当期純損失	2,778	286	368	1,343	164
資本金 (発行済株式総数)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)
純資産額	8,573	8,269	7,795	6,577	6,388
総資産額	17,893	18,463	19,059	19,743	20,484
特別勘定または積立勘定 として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	5,609	6,204	6,690	7,312	7,866
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	15,623	15,618	16,451	16,966	17,196
単体ソルベンシー・ マージン比率	2,232.6%	1,924.8%	1,695.8%	822.9%	708.1%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	370名	206名	183名	205名	206名

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」については、平成23年度および平成24年度は、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号、平成24年内閣府令第18号および平成24年金融庁告示第33号(いずれも平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準で作成しており、平成22年度以前は、当該改正内容を反映する前の基準で作成したものです。

3 業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車		10,623	98.5	8.9	11,726	98.4	10.4	12,798	98.3	9.1
自動車損害賠償責任		165	1.5	△ 1.9	192	1.6	16.6	224	1.7	16.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		10,788	100.0	8.8	11,919	100.0	10.5	13,023	100.0	9.3

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車		10,697	100.0	8.9	11,810	100.0	10.4	12,890	100.0	9.1
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		10,697	100.0	8.9	11,810	100.0	10.4	12,890	100.0	9.1

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		165	100.0	△ 1.9	192	100.0	16.6	224	100.0	16.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計		165	100.0	△ 1.9	192	100.0	16.6	224	100.0	16.6

④支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度				
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%			
火災	災	-	-	-	-	-	-	-	-	
海上	上	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	害	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車		73	100.0	6.8	83	100.0	13.0	91	100.0	9.5
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		73	100.0	6.8	83	100.0	13.0	91	100.0	9.5

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火災	災	-	-	-
海上	上	-	-	-
傷害	害	-	-	-
自動車		107	124	142
自動車損害賠償責任		4	3	4
その他		-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		112	128	147

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金および受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保険引受収益		10,797	11,927	13,031
保険引受費用		8,901	10,546	10,574
営業費及び一般管理費		2,593	2,849	2,987
その他収支		-	△ 7	0
保険引受利益		△ 696	△ 1,476	△ 530

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火災	災	-	-	-
海上	上	-	-	-
傷害	害	-	-	-
自動車		△ 696	△ 1,476	△ 530
自動車損害賠償責任		-	-	-
その他		-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		△ 696	△ 1,476	△ 530

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%	
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車		6,397	96.9	66.2	7,101	96.9	67.9	7,707	97.0	67.4
自動車損害賠償責任		206	3.1	125.3	226	3.1	117.7	237	3.0	105.8
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		6,604	100.0	67.1	7,328	100.0	68.7	7,944	100.0	68.1

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%	
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		6,397	100.0	7,107	100.0	7,707	100.0
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		6,397	100.0	7,107	100.0	7,707	100.0

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%	
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		206	100.0	226	100.0	237	100.0
そ の 他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		206	100.0	226	100.0	237	100.0

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		—	—	5	100.0	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		—	—	5	100.0	—	—

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

該当ありません。

②正味事業費率

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保険引受に係る事業費		3,293	3,638	3,862
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		2,593	2,849	2,987
(諸手数料及び集金費)		699	789	875
正 味 事 業 費 率		30.5%	30.5%	29.7%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

③正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車		66.2	31.0	97.2	67.9	31.0	98.9	67.4	30.2	97.6
自動車損害賠償責任		125.3	—	125.3	117.7	—	117.7	105.8	—	105.8
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		67.1	30.5	97.6	68.7	30.5	99.2	68.1	29.7	97.8

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

④出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		発 生 損 害 率	事 業 費 率	合 算 率	発 生 損 害 率	事 業 費 率	合 算 率	発 生 損 害 率	事 業 費 率	合 算 率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車		73.9	32.3	106.2	79.4	32.5	111.9	72.8	31.2	104.0
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		73.9	32.3	106.2	79.4	32.5	111.9	72.8	31.2	104.0

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—	—	—

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

<平成23年度>

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2	100.0%

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

<平成24年度>

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2	100.0%

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑦出再保険料の格付ごとの割合

<平成23年度>

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他(格付なし・不明・BB 以下)	合計
出再保険料の格付ごとの割合	100.0%	—	—	100.0%

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。
 3. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

<平成24年度>

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
出再保険料の格付ごとの割合	100.0%	—	—	100.0%

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。
 3. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑧未収再保険金の額

<未収再保険金の推移(3年度)>

(単位:百万円)

種目計		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1	年度開始時の未収再保険金	—	—	—
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	—	5	—
3	当該年度回収等	—	5	—
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	—	—	—

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

(3)経理に関する指標等

①支払備金および責任準備金の額

○支払備金

(単位:百万円)

種目	年度	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
火	災	—	—	—
海	上	—	—	—
傷	害	—	—	—
自 動 車		2,728	3,665	3,939
自動車損害賠償責任		79	85	86
そ の 他		—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合 計		2,807	3,751	4,026

○責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
火	災	—	—	—
海	上	—	—	—
傷	害	—	—	—
自 動 車		6,302	6,964	7,525
自動車損害賠償責任		387	347	341
そ の 他		—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合 計		6,690	7,312	7,866

②責任準備金の残高の内訳

<平成23年度末>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任	異常危険	危険準備金	払戻積立金	契約者配当	計
		準備金	準備金			準備金等	
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		6,588	376	-	-	-	6,964
自動車損害賠償責任		347	-	-	-	-	347
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		6,936	376	-	-	-	7,312

<平成24年度末>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任	異常危険	危険準備金	払戻積立金	契約者配当	計
		準備金	準備金			準備金等	
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		7,114	410	-	-	-	7,525
自動車損害賠償責任		341	-	-	-	-	341
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		7,455	410	-	-	-	7,866

③責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしていません。

④引当金

<平成23年度>

(単位：百万円)

区 分		平成 22 年度末 残 高	平成 23 年度 増加額	平成 23 年度減少額		平成 23 年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸 倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞 与 引 当 金		80	91	80	—	91
価 格 変 動 準 備 金		23	3	—	—	26

<平成24年度>

(単位：百万円)

区 分		平成 23 年度末 残 高	平成 24 年度 増加額	平成 24 年度減少額		平成 24 年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸 倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
賞 与 引 当 金		91	90	91	—	90
価 格 変 動 準 備 金		26	3	—	—	30

⑤貸付金償却

該当ありません。

⑥損害率の上昇に対する経常損失の変動

<平成23年度>

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計 算 方 法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常損失の増加額	110百万円 (注) 異常危険準備金取崩額の増加額 ー 百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

<平成24年度>

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計 算 方 法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常損失の増加額	122百万円 (注) 異常危険準備金取崩額の増加額 ー 百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

⑦期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前 期 以 前 発 生 事 故 に 係 る 当 期 支 払 保 険 金	前 期 以 前 発 生 事 故 に 係 る 当 期 末 支 払 備 金	当 期 把 握 見 積 り 差 額
平成20年度	2,121	1,371	924	△174
平成21年度	2,208	1,241	852	113
平成22年度	2,266	1,524	1,146	△403
平成23年度	2,764	1,736	1,354	△326
平成24年度	3,676	2,192	1,682	△198

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑧事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	4,658			5,554			6,492			7,692			7,871		
	1 年後	4,617	0.99	△ 40	5,809	1.05	254	6,874	1.06	382	7,795	1.01	103			
	2 年後	4,661	1.01	43	5,787	1.00	△ 21	7,036	1.02	161						
	3 年後	4,658	1.00	△ 3	5,787	1.00	△ 0									
	4 年後	4,611	0.99	△ 46												
最終損害見積り額		4,611			5,787			7,036			7,795			7,871		
累計保険金		4,574			5,677			6,458			6,910			5,514		
支払備金		37			109			578			884			2,357		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

○傷害 該当ありません。

○賠償責任 該当ありません。

⑨事業費

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人 件 費	1,377	1,421	1,495
物 件 費	1,713	2,135	2,254
税 金	139	156	165
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構 に対する負担金	4	1	—
諸手数料及び集金費	699	789	875
合 計	3,934	4,504	4,790

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度末		平成 23 年度末		平成 24 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		1,664	8.7	1,752	8.9	2,169	10.6
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		16,451	86.3	16,966	85.9	17,196	83.9
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		33	0.2	30	0.2	22	0.1
運用資産計		18,148	95.2	18,750	95.0	19,388	94.6
総資産		19,059	100.0	19,743	100.0	20,484	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		—	—	—	—	—	—
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		80	0.51	100	0.67	110	0.68
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		80	0.46	100	0.55	110	0.59
その他		—		—		—	
合計		80		100		110	

(注) 利回りは「収入金額÷月平均運用額」で算出しています。

③ 海外投融資残高および海外投融資利回り

該当ありません。

④ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑤保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
国	債	15,951	97.0	16,866	99.4	6,196	36.0
地 方	債	—	—	—	—	—	—
社	債	—	—	—	—	—	—
株	式	—	—	—	—	—	—
外 国	証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		500	3.0	100	0.6	11,000	64.0
貸 付 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
合 計		16,451	100.0	16,966	100.0	17,196	100.0

⑥保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公 社	債	0.58	0.69	0.73
株	式	—	—	—
外 国	証 券	—	—	—
そ の 他 の 証 券		0.09	0.08	0.02
合 計		0.51	0.67	0.68

⑦有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成23年度末>

(単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めの無いものを含む)	合計
国 債	1,510	3,035	3,189	—	9,131	—	16,866
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	100	100
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,510	3,035	3,189	—	9,131	100	16,966

<平成24年度末>

(単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めの無いものを含む)	合計
国 債	1,510	2,558	2,126	—	—	—	6,196
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	11,000	11,000
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,510	2,558	2,126	—	—	11,000	17,196

- ⑧業種別保有株式の額 該当ありません。
- ⑨貸付金の残存期間別の残高 該当ありません。
- ⑩担保別貸付金残高 該当ありません。
- ⑪使途別の貸付金残高および構成比 該当ありません。
- ⑫業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。
- ⑬規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。
- ⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高 (単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
土 地		—	—	—
	営 業 用	—	—	—
	賃 貸 用	—	—	—
建 物		33	30	22
	営 業 用	33	30	22
	賃 貸 用	—	—	—
建 設 仮 勘 定		—	—	—
	営 業 用	—	—	—
	賃 貸 用	—	—	—
合 計		33	30	22
	営 業 用	33	30	22
	賃 貸 用	—	—	—
リ ー ス 資 産		—	—	—
その他の有形固定資産		104	102	138
有 形 固 定 資 産 合 計		137	133	161

(5) 特別勘定に関する指標

- ①特別勘定資産残高 該当ありません。
- ②特別勘定資産 該当ありません。
- ③特別勘定の運用収支 該当ありません。

業績のお知らせ

II 財産の状況

1 計算書類等

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 23 年度末 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	平成 24 年度末 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	科 目	平成 23 年度末 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	平成 24 年度末 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,752	2,169	保険契約準備金	11,063	11,892
預 貯 金	1,752	2,169	支 払 備 金	3,751	4,026
有 価 証 券	16,966	17,196	責 任 準 備 金	7,312	7,866
国 債	16,866	6,196	そ の 他 負 債	1,829	1,912
その他の証券	100	11,000	再 保 険 借	6	7
有形固定資産	133	161	未 払 法 人 税 等	38	40
建 物	30	22	預 り 金	8	8
その他の有形固定資産	102	138	未 払 金	1,098	1,103
そ の 他 資 産	890	957	仮 受 金	677	751
未 収 金	701	778	退職給付引当金	131	158
未 収 収 益	16	2	賞 与 引 当 金	91	90
預 託 金	166	166	特別法上の準備金	26	30
仮 払 金	6	11	価 格 変 動 準 備 金	26	30
			繰 延 税 金 負 債	23	12
			負 債 の 部 合 計	13,166	14,096
			(純資産の部)		
			資 本 金	19,000	19,000
			資 本 剰 余 金	19,000	19,000
			資 本 準 備 金	19,000	19,000
			利 益 剰 余 金	△ 31,475	△ 31,639
			そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 31,475	△ 31,639
			(繰越利益剰余金)	(△ 31,475)	(△ 31,639)
			株 主 資 本 合 計	6,524	6,360
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52	27
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	52	27
			純 資 産 の 部 合 計	6,577	6,388
資 産 の 部 合 計	19,743	20,484	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	19,743	20,484

(貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づいて計上しております。
- 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項については次のとおりであります。
 - 金融商品の状況に関する事項
当社では、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることに鑑み、安全かつ有利の原則を遵守するとともに、キャッシュフロー・マッチングの観点にたち、極力リスクを抑制するため、預金や短期資金及び市場性のある金融商品にて資産運用を行っております。
保有する金融資産は日本国債等であり、価格変動による市場リスク及び発行体の信用状況による信用リスクを内包している他、巨大災害の発生、保険料収入の減少などによる資金繰りの悪化や市場の混乱等によって不利な条件での資産売却や資金調達を余儀なくされる流動性リスクも内包しております。
なお、資産運用リスクの管理にあたっては、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスを組織的に分離することによる相互牽制機能を持たせており、また、市場リスクに対する限度額の遵守状況及び各種取引の状況等について定期的に取り締めに報告を行っております。
 - 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	2,169	2,169	—
②有価証券	17,196	17,196	—
資産計	19,365	19,365	—

注. 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、国債は日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値の価額によっております。その他の証券(MRF)は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- 有形固定資産の減価償却累計額は650百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権総額は8百万円、金銭債務総額は771百万円であります。
- 繰延税金負債の総額は12百万円であり、発生の原因はその他有価証券に係る評価差額金であります。
- (1)支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く)	4,039百万円
同上にかかる出再支払備金	99百万円
差引(イ)	3,939百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	86百万円
計(イ+ロ)	4,026百万円
- (2)責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	7,146百万円
同上にかかる出再責任準備金	31百万円
差引(イ)	7,114百万円
その他の責任準備金(ロ)	751百万円
計(イ+ロ)	7,866百万円
- 1株当たりの純資産額は16,811円10銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は6,388百万円、普通株式に係る期末の純資産額は6,388百万円、普通株式の期末発行済株式数は380千株であります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 23 年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成 24 年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)
経 常 収 益	12,070	13,415
保 険 引 受 収 益	11,927	13,031
正 味 収 入 保 険 料	11,919	13,023
積 立 保 険 料 等 運 用 益	8	7
資 産 運 用 収 益	131	383
利 息 及 び 配 当 金 収 入	100	110
有 価 証 券 売 却 益	39	280
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 8	△ 7
そ の 他 経 常 収 益	11	0
経 常 費 用	13,402	13,566
保 険 引 受 費 用	10,546	10,574
正 味 支 払 保 険 金	7,328	7,944
損 害 調 査 費	863	924
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	789	875
支 払 備 金 繰 入 額	943	274
責 任 準 備 金 繰 入 額	621	554
そ の 他 保 険 引 受 費 用	0	0
資 産 運 用 費 用	3	—
有 価 証 券 売 却 損	3	—
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	2,852	2,990
そ の 他 経 常 費 用	0	2
経 常 損 失	1,331	151
特 別 損 失	7	8
固 定 資 産 処 分 損	4	5
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	3	3
(価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額)	(3)	(3)
税 引 前 当 期 純 損 失	1,339	160
法 人 税 及 び 住 民 税	3	3
法 人 税 等 合 計	3	3
当 期 純 損 失	1,343	164

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益総額は0百万円、費用総額は335百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	13,114 百万円
支払再保険料	91 百万円
差引	13,023 百万円
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険料	7,944 百万円
回収再保険料	— 百万円
差引	7,944 百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	875 百万円
出再保険手数料	— 百万円
差引	875 百万円
- (4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く）	362 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	88 百万円
差引（イ）	273 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	1 百万円
計（イ+ロ）	274 百万円
- (5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	529 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	3 百万円
差引（イ）	525 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	28 百万円
計（イ+ロ）	554 百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	110 百万円
計	110 百万円
3. 1株当たりの当期純損失は431円62銭であります。
算定上の基礎である当期純損失は164百万円、普通株式に係る当期純損失は164百万円、普通株式の期中平均株式数は380千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 23 年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成 24 年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		△ 1,339	△ 160
減 価 償 却 費		52	56
支払備金の増減額 (△は減少)		943	274
責任準備金の増減額 (△は減少)		621	554
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		27	26
賞与引当金の増減額 (△は減少)		11	△ 1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		3	3
利息及び配当金収入		△ 100	△ 110
有価証券関係損益 (△は益)		△ 36	△ 280
有形固定資産関係損益 (△は益)		4	5
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 53	△ 81
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		271	83
小 計		406	370
利息及び配当金の受取額		145	183
法人税等の支払額		△ 3	△ 3
営業活動によるキャッシュ・フロー		548	549
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 11,238	—
有価証券の売却・償還による収入		10,432	10,856
資産運用活動計		△ 806	10,856
(営業活動及び資産運用活動計)		(△ 258)	(11,406)
有形固定資産の取得による支出		△ 53	△ 89
有形固定資産の売却による収入		0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 859	10,767
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 311	11,316
現金及び現金同等物期首残高		2,164	1,852
現金及び現金同等物期末残高		1,852	13,169

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成25年3月31日現在)

現金及び預貯金	2,169 百万円
有価証券	17,196 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 6,169 百万円
現金及び現金同等物	13,169 百万円

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成 23 年度	平成 24 年度
		(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)	(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)
株 主 資 本	本 金		
当 期 首 残 高		19,000	19,000
当 期 末 残 高		19,000	19,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
当 期 首 残 高		19,000	19,000
当 期 末 残 高		19,000	19,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高		△ 30,132	△ 31,475
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		△ 1,343	△ 164
当 期 変 動 額 合 計		△ 1,343	△ 164
当 期 末 残 高		△ 31,475	△ 31,639
株 主 資 本 合 計			
当 期 首 残 高		7,867	6,524
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		△ 1,343	△ 164
当 期 変 動 額 合 計		△ 1,343	△ 164
当 期 末 残 高		6,524	6,360
評 価 ・ 換 算 差 額 等			
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
当 期 首 残 高		△ 72	52
当 期 変 動 額			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		124	△ 24
当 期 変 動 額 合 計		124	△ 24
当 期 末 残 高		52	27
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当 期 首 残 高		△ 72	52
当 期 変 動 額			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		124	△ 24
当 期 変 動 額 合 計		124	△ 24
当 期 末 残 高		52	27
純 資 産 合 計			
当 期 首 残 高		7,795	6,577
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		△ 1,343	△ 164
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		124	△ 24
当 期 変 動 額 合 計		△ 1,218	△ 188
当 期 末 残 高		6,577	6,388

会社の現状

I 会社の概要および組織

II 主要な業務の内容

III 健全な経営

業績のお知らせ

I 主要な業務に関する事項

II 財産の状況

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

種 類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	380,000	—	—	380,000
合 計	380,000	—	—	380,000

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 破綻先債権 | 該当ありません。 |
| (2) 延滞債権 | 該当ありません。 |
| (3) 3カ月以上延滞債権 | 該当ありません。 |
| (4) 貸付条件緩和債権 | 該当ありません。 |

3 債務者区分に基づいて区分された債権

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 該当ありません。 |
| (2) 危険債権 | 該当ありません。 |
| (3) 要管理債権 | 該当ありません。 |
| (4) 正常債権 | 該当ありません。 |

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	6,996	6,837
資本金又は基金等	6,524	6,360
価格変動準備金	26	30
危険準備金	—	—
異常危険準備金	376	410
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	68	36
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2\}} + R_5 + R_6$	1,700	1,930
一 般 保 険 リ ス ク (R 1)	1,491	1,678
第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク (R 2)	—	—
予 定 利 率 リ ス ク (R 3)	—	—
資 産 運 用 リ ス ク (R 4)	358	476
経 営 管 理 リ ス ク (R 5)	58	68
巨 大 災 害 リ ス ク (R 6)	107	118
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	822.9%	708.1%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「(C) 単体ソルベンシー・マージン比率」です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- ・当社における「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)は、次に示す項目の総額です。

資本金又は基金等：貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当などの剰余金の処分として社外へ支出する予定の金額」および「貸借対照表の評価・換算差額等」を控除した金額

価格変動準備金：貸借対照表の価格変動準備金

異常危険準備金：貸借対照表の責任準備金の一部である異常危険準備金および地震保険の危険準備金の合計額

その他有価証券の評価：その他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的債券および関係会社株式に該当し差額(税効果控除前)ないもの)の評価差額の90%(全体で評価差額がマイナスの場合は100%を算入する)

- ・当社における「通常の予測を超える危険」は、次に示す各種の危険の総額です。
 - ①保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)
 - ②予定利率上の危険：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

5 時価情報等

(1) 有価証券

<平成23年度末>

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	会社債	16,866	16,790	76
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	16,866	16,790	76	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	会社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	100	100	—
小計	100	100	—	
合計	16,966	16,890	76	

<平成24年度末>

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	会社債	6,196	6,156	40
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	6,196	6,156	40	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	会社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	11,000	11,000	—
小計	11,000	11,000	—	
合計	17,196	17,156	40	

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連取引(デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く)

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

財務諸表の適正性に関する確認書

当社の取締役社長である瀬古武夫は、当社の平成24年度の財務諸表につきまして、適正性及び作成に係る内部監査の有効性を、以下のとおり確認しております。

当社では、財務諸表の作成にあたり、業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

業務の実施部門から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行の適切性・有効性を検証しており、監査結果については経営者に対し適切に報告されております。

重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されております。

以上を前提に、以下の方法で財務諸表の適正性を確認しております。

1. 財務諸表の原稿を作成した各部門長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認するとともに、適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しております。
2. 財務諸表の記載内容の適正性については、内部監査部門の監査を受け、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けております。
3. 監査対象となる会計に関する部分については、会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しております。
4. 第1項及び第2項に係る書類を監査役に提出し、監査を受けております。

以上

平成25年5月20日

そんぼ24損害保険株式会社

取締役社長 瀬古武夫

本確認書は、金融庁監督局長から発出された平成17年10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づき記載するものです。

会社の現状

I 会社の概要および組織

II 主要な業務の内容

III 健全な経営

業績のお知らせ

I 主要な業務に関する事項

II 財産の状況

損害保険用語の解説

か 行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約の対象となるお車を日常主に運転される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです。）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【告知義務】

保険を契約する際に、保険会社が危険に関する重要な事項としてお伺いする事項（告知事項）について、保険契約者または被保険者は事実を正確にご申告いただく義務があり、その義務をいいます。

さ 行

【再保険】

保険会社が引受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付けることです。再保険することを出再保険、再保険を引受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【参考純率】

任意自動車保険において、保険料のうち保険金の支払いにあてられる部分については、参考となる料率が損害保険料率算出機構から保険会社に提供されます。この料率を参考純率といい、保険会社は自社の純保険料率の基礎として利用することができます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金のことです。

【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再

調達価額または時価額を超えるような場合（当社の車両保険においては、通常、ご契約金額を超える場合）のことです。前者の場合を現実全損（「絶対全損」ともいいます。）、後者の場合を経済的全損といえます。

【損害てん補】

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償するしくみで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、1948年に設立された損害保険料率算定会と1964年に設立された自動車保険料率算定会との統合により、2002年7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。

火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率の算出、自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出および金融庁への届け出等を行うとともに、自動車損害賠償責任保険の損害調査を行っています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会内に設置された、損害保険会社の業務に関する苦情や紛争についての対応窓口です。

受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

た 行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】

契約者は保険金額（ご契約金額）を自由に定めることができますが、保険金額が保険価額（後記「は行」参照）より少ない場合を一部保険といい、保険金額が保険価額より多い場合を超過保険といいます。

【重複保険】

同一の被保険利益（保険の対象）について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保

険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険を契約したあと、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、その事実を保険契約者または被保険者は保険会社に遅滞なくご連絡いただく義務があり、その義務をいいます。

は 行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然的な事故が発生することにより、ある人が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】

保険価額に対する保険金額の割合をもって支払保険金を縮小して支払うことです。

【分損】

全損に至らない損害をいいます。

【法律によって付保が義務づけられている保険】

自動車損害賠償責任保険(強制保険)のように、政策的理由から法律等で加入することが義務づけられている保険のことをいいます。

【保険価額】

保険事故の発生により、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額を意味します。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金および責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然的な事実をいいます。交通事故によって損害が発生することなどがその例です。

【保険の対象(「保険の目的」)】

保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険では自動車がこれにあたります。

【保険引受利益】

損害保険の引受によって得られる利益をいいます。「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を減じ、「その他収支」を加減して算出されます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款(特約条項)から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が支払う金銭のことです。

【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

ま 行

【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。

そんぽ24の現状 2013

2013年7月発行

そんぽ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60
販売企画部 03-5957-0111(代)

日本興亜保険グループ

そんぽ24

そんぽ24 損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60
www.sonpo24.co.jp

SN-32-0002-1